

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年6月14日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問
一般質問

22番 栗 栖 賢 一 議員
23番 東 千 春 議員
24番 宗 片 浩 子 議員
25番 野々村 勝 議員
26番 中 野 秀 敏 議員
28番 村 端 利 克 議員
29番 川 村 正 彦 議員
30番 福 光 哲 夫 議員
31番 斉 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小野寺 一 知 議員
36番 大久保 光 義 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問
一般質問

1. 出席議員(35名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員
副議長 19番 堀 江 英 一 議員
1番 宮 田 久 議員
2番 佐 藤 靖 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 岩 木 正 文 議員
5番 駒 津 喜 一 議員
6番 山 口 祐 司 議員
7番 日 根 野 正 敏 議員
8番 林 寿 和 議員
9番 木 戸 口 真 議員
10番 植 松 正 一 議員
11番 高 橋 伸 典 議員
12番 猿 谷 繁 明 議員
13番 黒 井 徹 議員
14番 渡 辺 宏 治 議員
15番 田 中 好 望 議員
16番 野 本 征 清 議員
17番 佐 藤 勝 議員
18番 谷 内 司 議員
20番 熊 谷 吉 正 議員
21番 渡 辺 正 尚 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康
書記 間 所 勝
書記 久 保 敏
書記 佐 藤 葉 子
書記 開 発 恵 美

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
助 役 今 尚 文 君
助 役 小 室 勝 治 君
総務部長 石 王 和 行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富士夫 君

教 育 長	藤 原	忠 君
教 育 部 長	今	裕 君
市立総合病院 長	佐 藤 健	一 君
市立大 学 長	中 尾 裕	二 君
監 査 委 員	森 山 良	悦 君

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

4番 岩木正文 議員

30番 福光哲夫 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

心地よいまちづくりについて外7件を、野本征清議員。

○16番（野本征清議員） おはようございました。私は、風連クラブを代表いたしまして、8件にわたりまして市長並びに教育長の見解を問うものでございます。

まず、1点目の心地よいまちづくりについてでございますけれども、快適なまちづくりについて、みんなが健康で明るい生活が楽しめるようお互いが支援、助け合うことは大切なことでございます。そこで、市長の基本理念の一つとして掲げております心地よいまちづくりの具体的な政策展開についてまず御見解をお伺いするものでございます。御承知のとおり、一例で申し上げますが、管内の美瑛町を初め赤井川村等々でフランスの例に倣った日本版とも言える日本で美しい村づくりが昨年発足をして1年が経過しているのは皆さんも御案内のとおりだと思いますけれども、そこで今月の去る9日、市長の定例記者懇談会で都市データパックの住みよさランキングで当名寄市は常に道内上位にランクされていることは、私はとてもすばらしい成果の一つだと考えるところでございます。そこで、今後市民総ぐるみでどう住環境整備等自然を生かしながらのこういったよい成果を継続的

に持ち続けるかについての市長の見解をまずお尋ねを申し上げます。

2点目についてでございますが、介護予防と高齢者福祉についてでございます。基本的に温かい福祉社会の実現は、みんなで支え合う、このことによって築かれるものと思っております。今回の介護保険制度の改正で、介護度の低い人に対し予防に重点を置いたサービス提供などが制度化されたところでございます。そこで、第3期介護保険事業計画での基本理念をどうとらえて、地域支援事業など高齢者福祉施策を図ってまいるのか見解をお尋ねをいたします。

次、3点目の行財政改革についてでありますけれども、限られた財源で多様な市民要望にこたえていくことは極めて難しい一面があると考えますが、新市における推進計画は本年度策定年次、明年より5カ年で実施に当たるとしてありますけれども、今回の策定に当たりどんな点に主眼を置いて策定に当たられるのか考え方をお尋ねを申し上げます。

改革プランの項目は多岐にわたると思いますが、事務事業の再編をどのように進め、全体的なスリム化を図ろうとされるのか、また市民から見て満足はいかないまでも市民の皆さんが納得できる行政改革でなければなりません。各事業の執行に当たりまして、直営事業の縮減、またかなり既に成果を上げております民間委託とのこの二つのバランスを今後どう取り入れ、新生名寄市が健全な自治体として生き抜いていくのか、大変な難題ではありますけれども、市長の御見解をお伺いするものでございます。

また、定数管理の適正化に関連いたしまして、今後課題として既に先鞭的に全国の他自治体にあっては導入を始めております人事評価についてでありますけれども、職員の能力と実績がセットになってこの人事評価の手だてが組まれているようでございます。職員の資質向上は当然でありますし、ここで部として課単位でのチーム力、結束力

を高めることも大変重要なことと考えるものでございます。それをもとに、それを原動力にして3万2,000市民がやはり暮らしやすい、心の通うまちづくりを強く望んでいるものと思うところでございます。

次に、財政計画の関係でございますが、執行方針でも従来の積み上げ型予算編成は不可能と市長も述べておられますけれども、これからの財政計画の樹立に当たりましては、従来型の予算重視、計画主義の考え方から決算並びに1年間の成果を重要視する考え方に立っている自治体もあるようですけれども、この辺の考え方もぜひお聞かせをいただきたいと思っております。また、新市の建設計画を着実に実行するとの決意が述べられておりますけれども、御案内のとおり今国では、地方分権21世紀ビジョン懇談会の最終答申でも見られるように、人口と面積をもとに配分する新型交付税の導入の方針が既に示されているところであります。加えて10年後をめどにした再生型破綻法制の導入、また地方債発行の完全自由化など、地方財政をめぐる諸情勢は極めて厳しい状況にあります。こういった状況を踏まえて着実な事業推進をどう図っていくのか、どう取り進められようとするのか、御見解をお伺いをしたいと思います。

もう一点、関連でございますけれども、去る2日の日に道が示されました道の市町村合併推進審議会での合併構想について、現時点で市長としてどのような感想に立っておられるかお伺いするものでございます。

4点目、風連市街地区の再開発事業についてお尋ねをいたします。まちの顔となるべきまち並み形成と市街地の活性化を目指し、この事業は2004年の現況調査、2005年には都市計画も含め再開発事業計画など策定がなされております。本年度につきましては、権利調整などもまとめ上げて、予定では年度末には調査費を国に要求する段階に来ているようでありまして、市長がおっしゃるように平成22年度の完成に向けて鋭

意推進に当たるとのことでありまして、それぞれの段階での課題を含めて、現在の進捗状況につき御見解をお伺いするものでございます。

現在事業促進期成会にあっても、この秋には再開準備会への移行も含めて鋭意努力をいただいているところでございますけれども、関係地権者の合意形成の現状、これはどのような状況にあるのか、この辺もあわせて御答弁をいただきたいと思っております。

また、この秋、9月ごろには基本構想を取りまとめることとありますけれども、この事業推進の理解を得るためにはやはり市民の皆さんに広く情報公開を積極的に進めなければならないと思っております。当然地域の皆さん、商工業者の皆さん、経済団体等々の方々の意見も踏まえて合意形成を今後どう取り計らっていくのかもあわせて御所見をお伺いするものでございます。

また、まとめとして、本事業の実現に当たっては今私が申し上げましたとおり数々の課題があると考えますが、それら解決策も含め、採択を図り、平成22年度完成に向けてどうこの遠大事業に取り組んでまいるかをお伺いをいたしたいと思います。

次、5番目の風連地区の振興についてでございますが、市民と行政の協働で向こう5カ年風連地区にあっては合併特例区として規約で定められておりますいろんな事業が予算化をされまして、執行されると思っておりますけれども、地区住民の意向が広く行政に反映されるためにも規約事業の枠組みにこだわらず、既に組織をされました協議会の審議なども含め、均衡のとれた振興策が図られ、それを市としてどう担保していくのか見解をお尋ねするものでございます。

次に、国際パイプライン事業についてお尋ねをいたしますが、本事業の構想につきましては既に民間サイドで30年ほど前に立ち上げられたものと聞いておりますけれども、昨年3月、札幌におきまして推進会議が開催されたようでありまして、

市内曙地区で既に環境アセスメント予備調査が実施され、ことしの5月の月上旬に経済産業省による現地視察が行われたと聞いておりますが、この現状についてお伺いをいたします。また、過日市内の各ポイントとなる場所を調査をされ、地区の方々との質疑応答もあったとの報道もございましたが、把握している範囲で結構でございますが、その内容はどんなものなのか、また現時点で市としてどのような対応をなさっていくのかお伺いをいたします。

次に、教育長に2点にわたって御質問をさせていただきますが、児童生徒の安全対策についてお伺いをいたします。児童生徒の安全対策につきましては、学校、家庭、地域が一体となり、取り組んでおりますし、教育委員会におきましても危機管理マニュアル等の見直しにつきましても執行方針の中で述べられているところでありますけれども、今後より安全な対策をどのように講じられるのか、教育長のお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

学校現場におきましては、既に不審者情報も含めいろんな対策が講じられ、その対応に当たっておられます。例えば風連地区の小学校におきましても、また各学校におきましても新たな事業として登下校時の安全確保のための一斉集団下校の実施等々、またPTA安全ボランティアの皆さんによる朝のあいさつ運動など、それぞれ学校現場で懸命な努力がなされていると思っておりますけれども、それらも踏まえ、今後教育委員会としてどのような対応をなさっていくのか、考え方をお聞かせをいただきたいと思っております。

次、最後の8点目の高校教育の指針についてでございますけれども、2008年以降の公立高等学校再配置のあり方につきましては、4月の下旬、道教委の公聴会が地元で開催をされまして、既にその基準が示され、既に報道がされているところでございます。市内4校のうち3校が再編対象になっていると聞いておりますけれども、とりわけ

風連高校にありましては地区内唯一の高等学校として長きにわたって住民を挙げてその存続に向け支援を続けてきたところでございます。今後教育委員会としてどのような対応をなされるのか、見解をお伺いをするところでございます。

ちなみに、現在風連高校にありましては、六十数名の在校生が小規模校ならではの特色づくりに向け、教職員、生徒が一丸となって取り組んでおられるのは皆さんも御案内のとおりだと思います。ことしの春の出口確保成果につきましても大変良好な実績を残しているところであります。さきの総務文教常任委員会におきましても光凌、名農の地域キャンパス化の検討案が示されたところであります。その中に風連高校もジョイント的に同じキャンパス化の枠に組み入れての議論がなされるのは当然だと思いますが、この辺の妥当性の是非について教育長の考え方を問うものでございます。

以上8点について、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。野本議員から8項目にわたる質問をいただきました。7項目め、8項目めにつきましては、藤原教育長からの答弁とさせていただきます。

1項目めから順次お答えを申し上げます。心地よいまちづくりについて、具体的な政策展開についてのお尋ねがございました。本市には自然環境を生かしたステージとして、ふうれん望湖台自然公園やなよろ健康の森、70万本を誇る智恵文ひまわり畑、雪質日本一の名寄ピヤシリスキー場、厳冬期の自然現象、サンピラーなどがあり、これらの情報の多くはマスメディアにより発信されておりますが、交流都市の杉並区や藤島町、東京なよろ会などふるさと会の参加者の口コミによってそのすばらしい環境を広めていただいていると思っております。一方、心地よいまちづくり、景観づくりは、市民による長い地域活動として形づく

られたものでございます。瑞生のシバザクラ、社会奉仕団体による公園の清掃や継続した植樹の寄贈、地域での取り組みでは南町ほかによる国道40号花壇づくり、小学校区では名寄東小学校のラベンダーの育成、前市立短期大学、松岡学長を初め大学関係者と地域住民の連携によります農業施設を美術館へなど、数え上げれば多くございます。若手職員によってこれらを紹介した冊子も作成されております。住民の力と職員の力で、心地よいまちづくりの輪が広がるよう後押しをしてみたいと思っております。

東洋経済新報社が毎年発行しております都市の住みよさランキング、ことしで14回目になります。毎年5月のこの時期に公表されるわけですが、これらの順位は安心度、利便度、快適度、富裕度、住環境、この五つの観点から総合評価をするものでございまして、ことしは全国780市のうち176位、全道では第4位となりました。合併に伴い、対象の都市がふえているわけですが、その中で上位にランクできたと、このように受けとめております。私たちの先輩が営々と築き上げてきた都市基盤と人材が有効にその全体機能を発揮していることがこのような評価につながっていると、このように考えております。

次に、介護予防と高齢者福祉について。第3期計画の基本理念の中には介護予防の重点化に対応して、要介護状態になるおそれの高い高齢者の方々に対し介護予防の取り組みを行うとともに、環境の整備や活動の支援を実施することなどにより高齢者が生き生きと活動できる地域づくり、まちづくりの実現を図る意味を含めております。この介護予防に関する事業、地域支援事業といいますが、事業の内容としては市内すべての65歳以上の高齢者に対する事業、一般高齢者施策というふうに呼んでおります、と要介護状態になるおそれの高い高齢者に対する事業、これを特定高齢者施策と呼んでおりますが、ございます。まず、一般高齢者施策としては、健康づくり体操教室を初め、

生活支援のためのショートステイ、ヘルパー事業などがあり、次の特定高齢者施策としてはこれまでの転倒予防教室、元気会への参加や通所が困難な方に対しては訪問保健指導や配食サービスなどの介護予防事業を実施しております。このほかに包括的支援事業として介護予防や権利擁護などの総合的管理を営む事業も実施していきます。いずれもこれらの事業の推進につきましては、平成19年度から地域包括支援センターという組織が中心となって関係機関とともに行っていきませんが、今後の高齢化社会を見据えていく面においてはスタッフの拡充が必要と考えております。今後本来の介護予防や健康づくりは、みずからの体のことでございますので、ボランティアの育成も含めて全市民的な健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域支援事業等の高齢者福祉施策についてのお尋ねがございました。合併に伴い、高齢化率が約25%とまさに4人に1人が高齢者の環境になりました。当市の高齢福祉政策は、これまでの福祉政策に加えて、新たに介護予防事業を実施しなければならなくなりました。前段御説明いたしました地域支援事業の実施につきましては、平成18年度は名寄、風連地区双方の第3期介護保険事業計画内で実行していきませんが、平成19年度からは両計画を一つの事業計画に統合して、地域包括支援センターが中心となって行っていくこととなります。同センターの構成員は、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の資格者が義務づけられており、推進する各種事業は対象者に応じてセンター職員が必要になってきます。とりわけ保健師員数につきましては絶対数が少ない中でさらに各種保健業務が重なっている状況から、今後の保健行政のあり方や役割を見直す必要があると考えております。

また、市民の方々には制度改正で現状の介護サービスが低下するのではないかと不安があらうかと思いますが、当市担当のスタッフにつきまし

ては、日ごろの介護研修やサービス調整会議等で資質の向上を図っておりますので、担当のケアマネジャーや支援センターなどと十分御相談されて、その人に適したケアプランのもとで適切なサービスを受けていただくことにより、安心して暮らせるまちづくりになるのではないかと考えております。

今回の制度改正の目的の一つには、介護保険財政の縮小から介護予防と介護サービスの適正利用が挙げられます。例えば従来の家事代行型の訪問介護については、その人の生活機能の維持向上から提供方法や提供期間の見直しを図り、軽度者への自立支援を一層進めようとするものです。つまり訪問介護における生活支援の所要時間がより効率的に短縮され、また要介護者と要支援者との区分をし、それぞれに応じた単位報酬が定められております。このことから、例えばある事業所においては報酬単位の高い利用者のみを求める傾向が予想され、単位の低い訪問介護の利用者は事業所から敬遠されるのではないかとといった不安があるのではないかと予想されます。行政としてもこのような事態にならないよう指導していきますが、幸い当市内には訪問介護や予防訪問介護サービスを提供する事業所として、公益性を重視した社会福祉法人名寄社会福祉協議会が存在していますので、このような御心配はないのではないかと考えております。また、ケアマネジャーを初め福祉担当スタッフの資質の向上につきましても改正制度の熟知も含めて機会あるごとに研さんに励んでおりますので、介護保険制度の原点である利用者本位のサービスの選択にサポートしていくよう努めてまいります。

次に、行財政改革についてのお尋ねがございました。推進計画の主眼はということでお尋ねでございます。本市を取り巻く財政環境は、地域経済の景気低迷や国の構造改革により極めて厳しい状況になってきております。このような状況のもと、市民の行政に対するニーズは多様化、高度化し、

きめ細かな行政サービスの提供が求められております。また、地方分権が一層進展し、地方自治体は新たな段階に入りました。本市は、このような社会構造の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう行財政の体質を強化し、市民福祉の向上や活力ある地域社会を構築していかなければならないと考えております。そのためには行政改革の基本である経費の削減や行政運営の効率化を図り、従来型の改革推進に加えて、行政改革の数値目標を定め、徹底した進行管理に努めていかなければならないと考えております。今回策定をいたします新名寄市行政改革推進計画では、地方分権下の自主自立の行政運営、二つには健全財政の確立を重点に市民主体の簡素で効率的な行政運営を基本的な視点として取り組んでまいりたいと考えております。

民間活力の運用についてもお尋ねがございました。それぞれの事務事業を行う上で、経費の節減や市民サービスの向上が図られるものについて、民間や指定管理者へ委託を現在実施しておりますが、指定管理者への委託ではスポーツ施設や産業振興施設など23施設、管理業務の委託ではスポーツ施設や基盤施設などの清掃、警備など26業務の委託状況になっております。また、今後の民間活用についても行政の責任において行うべきものの、民間が行った方が効率的なものなど、その役割分担を明らかにして、積極的に推進してまいります。

次に、職員の定数管理、意識改革についてのお尋ねがございました。職員の定数管理につきましては、業務の内容や量を的確に把握し、適材適所への職員配置や配置転換を行い、極力増員を抑制し、職員数の適正化に努めなければならないと考えております。また、適正な定員管理を一層推進するには職種や部門にとらわれることなく、徹底した事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化など積極的に進めなければならないと考えております。また、職員の意識改革については、行政を取

り巻く環境が一層厳しくなる中で、多様化する市民ニーズにこたえていくためには部署を超えた情報共有や組織として機能できる体制を構築し、さらに職員一人一人や市民の目線から行政サービスの質、コスト、スピードを見直し、満足度の高い行政サービスを提供できるよう意識改革を図らなければならないと考えております。今後は、実効性の高い職員研修などを充実させ、資質の向上に努めてまいります。

次に、財政の関連についてお尋ねがございました。骨太の方針2003において、事前の目標設定と事後の厳格な評価の実施により、税金がどのような成果を上げたかについて国民に説明責任を果たす予算編成のプロセスを構築するなど、成果を重視した行政マネジメントの本格的な導入が進められているところであります。旧名寄市においても平成12年度にバランスシートを作成し、平成15年度から事務事業評価を取り入れ、職員にコスト意識の高揚を図ってまいりました。平成17年度には外部評価も導入し、平成18年度予算から電算システムによる事業別予算編成を行い、成果主義予算に向けて、緩やかな歩みではありますが、検討を進めてまいりました。都道府県、大都市に導入例がありますが、早期に本市に導入が可能かどうか今後も検討を続けてまいりたいと考えております。

竹中総務大臣の私的懇談会、地方分権21世紀ビジョン懇談会は、税源移譲による国と地方の税配分の見直しや地方交付税改革など10年後に実現を目指す分権像を中間報告として取りまとめました。新型交付税や再生型破綻法制、地方債の自由化、新発債に対する償還財源保障制度の廃止など、小規模自治体の財政を直撃する内容となっております。地方六団体も新地方分権構想検討委員会を設置し、国と地方の協議の場の法定化、地方交付税を地方共有税にの対案を作成しております。過日全国市長会がございまして、この全国市長会の中で大会決議を4項目行っております。項目だ

け触れさせていただきますが、地方分権改革の推進に関する決議、地方財政危機突破に関する決議、医師の確保対策に関する決議、都市の活性化に関する決議、このように21世紀ビジョン懇談会等に出されている内容を検証する中で、全国市長会としてはしっかりとこうした方針を定めて、国に対して6月7日には要請行動を行っているわけがございまして、私どもそれぞれの地方から選出の国会議員等に対するこの決議を要請行動として取り組むことを決定をして、取り組んでいるところでございます。

次に、北海道が示しました合併推進構想についての考え方についてお答えを申し上げます。旧合併特例法における北海道の合併は、157市町村が合併協議に参加し、21地域、53市町村が合併し、市町村の数は212から180へと推移し、25%程度の合併率という現状であります。地方分権下における基礎自治体は、今自己決定、自己責任に基づいた地域づくりを積極的に進め、自立性の高い行政主体となることが望まれており、そのためには基礎自治体の能力をさらに充実強化することが必要であり、市町村の合併もその一つの手段であると考えております。北海道が示しております合併推進構想につきましては、本市としては道の判断にゆだねる考えは持っておりますが、今回の風連町との合併による住民サービス等の調整に3ないし5年の期間が必要であり、この間において新設による同種の合併については非常に困難性があると考えております。

また、クラスター分析による市町村の結びつきについては、過去に任意ではございましたけれども、合併協議を行った経緯もあり、今後一定の時間が必要ではないかと、このようにも考えるところでございます。

次に、風連市街地再開発事業についてのお尋ねがございました。旧風連町では長年の懸案でありました中心市街地活性化の推進を国土交通省の市街地再開発事業を導入するべく取り組んできてお

り、合併協議の中で市街地を寂れさせない思いを受け、新市の事業として取り組むことを合併協議の中で進めてまいりました。風連地区の市街地整備は、新市の南玄関口と、このように位置づけをし、合併後の新生名寄市を地域の均衡ある発展のもと中核都市として確固たるものにしていきたいと考えているところでございます。地権者との話し合いは、期成会が個々に対応をいただいているところでございますが、まだ全員の合意が得られていないと、このように承知をしております。全員の合意が基本でありますので、賛同を得られるよう努力をしてまいりたいと考えております。

基本構想の取りまとめにつきましては、平成18年5月に風連地区再開発事業促進期成会の総会が開催され、平成18年度活動計画で平成18年度に事業採択となる場合のスケジュールと別記して9月に基本構想取りまとめをする計画をしております。この基本構想とは再開発ビルの間取り平面図で、今地権者と話を進めておりますので、事業に参加する地権者が確定をすれば権利変換等で取得する場所、床面積等を聞き取り調整をしながら、構想図が取りまとめられることとなります。商工業者との話し合いにつきましては、中心市街地の活性化は市街地の整備事業と商業等の活性化事業を一体的に進めていく事業で、後者のソフト事業はまちづくり組織、TMOが主体となって推進するもので、中心市街地活性化基本計画、風連町TMO構想及び風連町商業活性化推進計画を策定するに当たり、商工業団体代表者との話し合いを進めているところでございます。

住民に対する事業の周知については、期成会で各地権者の要望を取りまとめている段階であり、一般の市民に対して施設はこうなるなどという具体的に公表できる状況に現時点では至っておりません。しかし、旧風連町の総合計画において課題となっている公共公益施設の建設を本事業において実現を図ることを目指していることから、適切な時期に市民の皆さんに公表できるよう準備を進

めさせていただきます。

課題につきましては、全地権者のもとで風連本町地区のリニューアル整備を目指していることから、全地権者の合意のもとに事業を進めることに全力を挙げているところであり、事業の着手が後年度にずれ込むことで地権者の資産評価が減少することになり、地権者全体に影響が生ずることなどから、速やかに事業着手に移行することが重要であると、このように考えております。

次に、均衡のとれた振興策ということで、風連特区の関連でのお尋ねがございました。風連地区の振興については、合併協議に基づいて旧風連町に市町村の合併特例に関する法律第5条の8第1項及び第5条の10第1項の規定に基づき、合併の日から5年間合併特例区が設置されております。その目的は、合併によって住民の声が行政に届きにくくなるのではないかとという住民の不安を取り除くこと、また合併による急激な変化を避け、風連ならではの事業を特例区で実施しながら、新市の一体化を円滑に進めることにあります。規約で定められた事業につきましては、特例区の区長が予算措置を含めた事業内容を特例区協議会に諮って同意を得なければならないことになっております。したがって、しかるべき手続を経た上でなければ特例区の事業を任意に追加したりすることができませんが、規約にある特例区事業についてはその内容や執行、運営方法等について特例区協議会で協議されることになっております。風連地区の振興に資する地区住民の皆さんの発想や意見、特例区協議会の協議内容につきましては、当然ながら特例区の運営や市政に反映されるべきものと思っております。その手だてにつきましては、区長権限の執行によるものや私ども市長への意見具申等を通じて行えるものと考えております。

次に、昨日の小野寺議員にも答弁をいたしておりますが、国際パイプライン事業についてお答えを申し上げます。北日本パイプライン開発機構株式会社、JPD Oというふうにご呼んでおりま

すが、ではサハリン州から天然ガスをパイプラインにより北海道及び東北地方に供給する事業計画を進めております。名寄市の関係につきましても、第1期事業として稚内から名寄市に至るパイプラインの建設と市内曙地区に天然ガスによる発電所の建設計画が予定されております。名寄市に対しての動きでは、建設予定地周辺の住民説明終了後、平成17年12月に名寄天然ガス発電所環境影響評価方法書のヒアリングが経済産業省において完了し、公告、縦覧を終えたところであります。北海道からも環境影響評価方法書に対する意見を求められ、名寄市は必要に応じて適切な環境保全対策を講じていただきたいと回答をしているところでございます。ことしの5月に入り、経済産業省電力安全課と環境審査顧問会総勢10名が現地に入り、発電所予定地を中心に半径5キロメートル内で大気環境や沿道大気についてポイント調査が行われました。市に対応要請はありませんでしたが、現地での事業に関する印象、所見では問題なく終了したと伺っております。現在は、発電所立地予定地周辺における生物調査を行っており、今後国の審議会に諮られ、しかるべき諸手続を経て、着工へ向けて準備に入るのではないかと考えられます。

名寄市としても今後は環境アセスメントの調査の動向に関心を持ちながら、具体的な動きを注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。私からは、大項目の7と8について御答弁申し上げます。

まず初めに、児童生徒の安全対策の現状と今後の取り組みについてお答えを申し上げます。児童生徒の安全対策への取り組みにつきましても、昨日の小野寺議員の御質問にもお答えしたところではありますが、ただいまお話がございましたとおり、通学路、特に下校時における事件、事故が大

きな問題となっている昨今の状況を踏まえ、これらに対する対策の強化が求められております。お尋ねのありました名寄地区では、地域町内会などと連携した安心会議を中心にさまざまな取り組みを進めているところであります。

幾つか例を挙げますと、名寄東小学校の東小安心会議では、ゼッケンを着用し、犬の運動や散歩時にワンワンパトロールやウオークパトロールを、豊西小学校安心会議では地域ふれあいさわやかデーを設定して、下校時に自宅前で気をつけてとかこんにちはなどと呼びかける地域一斉声かけ運動を実施しております。また、名寄南小学校の南小安心会議では、放課後に子供たちと町内会老人クラブ、婦人部との交流会を実施して、顔や名前を覚えることにより、校外でも児童と地域の方々と共に楽しく声をかけられるようになる取り組みを進めておりますし、さらに同じ校区のある町内会では今月からスタッフジャンパーと腕章を着用して、主に下校時の安全パトロールを実施することとなりました。また、東小安心会議と西小安心会議では青色回転灯つきの防犯パトロール車を導入し、登下校時の巡回を行うなど、地域での取り組みは一層広がりを見せております。一方、風連中央小学校ではPTAによる下校時のパトロールを実施しており、現在地域と一体となった安心会議の設立に向けて学校と協議を進めております。

こうした安心会議の動きに加えて、ガソリンスタンドや理容組合、新聞販売店等による業界、団体別の110番の家やパトロール隊が組織されるなど、住民ボランティア組織が大きな広がりを見せてつあります。名寄市といたしましては、今後ともこれらの市民の方々への取り組みに対し積極的な支援を行うとともに、安心会議の一層の機能強化と活性化を図ることにより、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の子供は地域全体で守る、このことを基本に、単に行政や学校のみならず保護者や地域関係機関が一体となってき

まざまな対策を講じていかなければなりません。名寄市教育委員会といたしましては、今後とも全市一体となった安全対策を推進し、児童生徒の安全確保の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、風連高校存続のための対応についてお答え申し上げます。昨日の熊谷議員にもお答え申し上げましたが、北海道教育委員会では昨年12月の高校教育推進検討会議の答申に基づきまして、平成20年度以降の高校教育に関する指針づくりを今進めております。示されました素案によりまして、1学年3学級以下は原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化が提示されており、市内4校のうち3校がただいまお話ししましたように再編整備の対象となっております。旧名寄市内の高等学校の再編につきましては、御案内のとおり名寄市高等学校教育検討委員会の答申を受けて、職業科高校を統合し、二つの校舎を一つの学校として活用するキャンパス型高校を道教委に提案してまいりました。この提案は、高校教育推進検討会議の答申にも反映されておりまして、職業学科は各学科の特性や地域ニーズ、人材育成の役割等を踏まえ、産業キャンパス化について検討することとなっております。大きな前進と考えているところであります。ただいまお話ししました風連高校は普通科でございます。普通科高校においてもこの産業キャンパス型高校への検討が対象となり得るのかどうかは不明な点もことから、今後研究してまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、合併という大きな変化がありましたので、風連高校のあり方については多くの市民や学校など関係者の意見を広く聞くとともに、議員各位の意見も参考に教育委員会としてできるだけ早い時期に誤りのない判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） それぞれ御答弁をいただきましたけれども、何点かにつきまして再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でありますけれども、心地よいまちづくりについてであります。大変長きにわたって住環境整備の中でいい成績をとということで喜ばしい限りなのですが、加えてたまたま先月でしたか、名寄市立大学のNHKの放映がございまして、大分長時間、自衛隊と大学の30分ほどの番組がありまして、たまたま私それを見ておりましたら、キャンパスの中でどこから名寄のこの大学を受けられましたかというNHKの記者の質問に、あなたはなぜこの道北の地の名寄の大学を選ばれたかと、そういった質問に、すかさず私はこの雪質日本一のまちを本州で高校時代に知ったので、大学はぜひとも道北の名寄、雪質日本一の大学で学びたいという話がありまして、私も合併後すぐでのこういった話、先ほど市長の答弁にありましたように長年にわたって行政と民間が培ってきた、名寄市が取り組んできた、わずかな一学生の小さな答えでありますけれども、非常に小さな成果として私は感銘を受けた一人でございます。こういったこともこれから非常に厳しい財政状況下の中なかなか多くの市民要望でハード事業、加えてソフト事業もくまなく取り組むということは非常に至難な状況下の中でこういった名寄は恵まれた高等学校、また医療、大学も含めたこういう福祉教育の場として、さらにこういったソフト面、心のまちとしてのイメージアップを図るべきと考えますが、この辺も再度市長の御見解をお伺いするものでございます。

次に、介護予防と高齢者福祉について再度お尋ねをいたしますけれども、先ほど市長の方からもこれからの介護保険に当たっては、あくまでも利用者本位の姿勢で臨むということではありますが、答弁いただいたように高齢者の皆さん方が生き生きと明るく生活をできて、地域づくりのため行政努力をいただいているのはよくわかるのですけれ

ども、今回の新しい介護予防制度を推進する中で、例えば先ほども市長の答弁で触れられましたが、在宅介護などの利用限度額の関係で、ややもすると気配りなどが損なわれるようなことはないと思いますけれども、次年度から地域の包括支援センターの組織化に当たって早速準備態勢が整えられると思いますけれども、この辺の配慮についてのお考えもちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、これら高齢者福祉事業の推進につきましては、それぞれ現場の方々は非常に熱心に社会福祉協議会の現場の方々も含めてこの推進に当たっていただいておりますけれども、関係スタッフのちょっとした思いやりがこういった事業推進の大切なウエートを担うものと私は考えているものでございます。現状の介護サービスの低下防止と質の向上を目指す面からも、答弁の中にもありましたように保健指導体制全体の見直しはもちろんのこと、これら人材の養成、また研修体制も含めてサポート体制の充実を強く望むところでございますが、この辺の関連について再度市長の御見解をお伺いするものでございます。

次に、行政改革の関連で1点だけお尋ねをいたしますが、私先ほど事務評価も含めた人事評価の関係でお尋ねをいたしましたけれども、残念ながらちょっと御答弁が漏れておりましたので、再度お尋ねをいたしますが、事務評価につきましては旧名寄市時代から非常に積極的に取り組んだということで十分理解をするところでございますけれども、人事評価、これも非常に難しい一面があることは十分承知でございます。でも、これは時代の趨勢とともに自治体が行政改革の中でどうしても避けては通れない一面、また市民の目線からもやはり原動力となる職員自身の意識改革を強く望まれている昨今でございますから、職員の意識が市民の目線に常に向いているような体制づくりに向けて、この人事評価制度の検討をすべきと私は考えているところなのですが、あくまでも市民サ

イドの視点をしっかり置く市政づくりのために、内部評価にも入りますけれども、職員自身のこういった内部努力も遠からず各自治体に取り組んでいかなければならない必須要件と考えておりますので、この辺の御所見もぜひお伺いをするところでございます。

次に、風連地区の振興について、合併特例区の関係でございますが、合併特例法による三つのパターンの中から旧風連町におきましてはこの合併特例区の手法を選んだわけでございますが、一般行政にかかわる事業にありましては、当然のことながら新市の建設計画と時折の市民のニーズに沿って、時としてはそれぞれ専門委員会の議、いろんな議会の議を経て見直しをされることがあると思います。特例区にありまして、これはスタートしたばかりですから、まだこれからいろんな課題が出てこようと思っておりますけれども、がんじがらめにならないような、そんな形で今後にあっても時としては規約の変更、先ほども触れていただきましたけれども、そういったものも視野に入れての住民要望を踏まえて課題解決に臨む考え方をお持ちかどうか、再度この点についてもお聞かせをいただきたい。

関連でございますが、現在22事業ですか、その中に定住促進規則による支援措置が講じられております。これは、旧風連町から継続してあった事業で、それぞれ地域の活性化に大きく寄与した事業でありますけれども、この事業は御承知のとおり18年度末をもって効力を失う事業でございます。こういった事業は、この制度そのものの継続も含めて地区の定住対策につき協議会の意見も当然お聞きをしながら再構築をして、振興策を図っていくべきと私は考えるのですけれども、市長の御見解についてお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、教育長に再度2点ほど再質問させていただきますが、小中学校の安全対策につきましては、今後の対応も含めて御答弁をいただきまし

た。しかし、繰り返して恐縮でございますけれども、昨今テレビ、新聞等で、マスコミで連日のように報道されておりますとおり日本列島各地で、まさかこんなところだと、凶悪な犯罪が多発し、幼い命が連日のように奪われている状況下でございます。こういった北海道のまさしく安全な我が市でこんなことはあろうはずもございませんけれども、しかし油断はできないようないろんな背景ございますので、ただいま教育長から各学校の安全対策はるる述べられましたけれども、加えて教育委員会としても死角箇所の点検、それから子供を一人にさせないなど、さらにきめ細かい対策を現場の各学校との連携のもとに講ずべきと考えますけれども、教育長の御所見を改めてお伺いをいたしたいと思えます。

最後になりますが、高等教育の指針で風連高校の問題につきまして、非常に現状の在籍数の状況、それから先ほど御答弁がありましたように今後卒業予定の小中学生の在籍状況からして多くを望めるような状況にはございませんけれども、先ほど風連高校についてもお父さん、お母さんの意見を聞くという御答弁がありましたけれども、そういった状況を踏まえて、お父さん、お母さん、それぞれ地域の皆さん方の要望をこれはもうタイムリミットの関係もありますからできるだけ早く、風連地区には高校振興協議会、特例区の事業にも協議会がございますし、そういった方々との連携を密にして、早くかかる要望を聞き取っていただいて、教育長が言われるように誤りなき対応を、また誤りのない判断を強く望むものでございますので、御見解をお伺いをしたいと。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 再質問をいただきました。何点かについて私の方からお答えを申し上げ、教育関係については教育長からの答弁とさせていただきます。

心地よいまちづくりについて、名寄の情報発信

も含めて今までの取り組んでいることが大学の入学者にもそのような受けとめ方をさせていただいているということにつきましては、私どもも本当に大変うれしいことでございます。ことし1月にNHKの旭川放送局に伺いまして、新市がスタートする、何らかのNHKとして新名寄市の情報発信に知恵をかしてほしいと、こういう要請をしておりました。大学が開学をしたので、ぜひ大学の動きを中心に報道の時間をとりたいと、こういうお話を伺っておりまして、このことが一定の時間帯で放映をされたものと、こんなふうを受けとめておりまして、これからもこうした住みよさを情報発信続けてまいりたいと、こんなふう考えているところでございます。

介護予防制度の改正では、やはり国は高齢者が増加する中でいかに元気なお年寄りをこの仕組みとして確立をするかということがねらいでございます。私どもも元気会という高齢者が取り組む体操を中心とした動きでございますが、そのような取り組みを一層広げる中で、できるだけヘルパーさんやそのような施設にお世話にならないような高齢者をというふうに考えております。しかし、どうしても後期高齢者になりますと介護のお世話ということがついて回るわけでございます。これらの対応についてはケアマネジャーさんですか、あるいはヘルパーさん、言葉一つとってもやはり高齢者にとってはいろいろな受けとめ方に差が出てくるのではないかと。それだけに御提言がありましたように職員の担当する皆さんに対する研修等充実を図って、心のケアと申しましょうか、そういうことも含めて取り組んでいかねばならないと、このように考えております。

次に、職員の人事考課等についてのお話がありました。質問の中で聞き漏らしていた面がありまして、ここで改めて御答弁をさせていただきます。国は、平成17年度、昨年的人事院勧告で人事考課について具体的な指標を含めて提案がございました。勤務の評価を5段階のランクに分けて、

昇給に直結をさせる運用をするべきだと、こういうこととございます。私どもも現在勤勉手当についてはそのような運用をする仕組みになっておりますが、昇給については事故等があつて処分等が伴った場合については当然この昇給が一定の期間延びると、こういうようなことがあるわけとございますが、こうした勤務の評価を導入するということについてはこれからの課題だと、こんなふうにしております。国は、もう既に管理職等に対する評価についてはマニュアルができて、動いておりますので、私どももこのことをしっかり研究しながら、導入について検討してまいりたいと、こんなふうと考えているところでございます。

風連地区の振興について、現在規約で特例区の事業ということを決めてございますが、状況の変化ではこれからも当然御指摘のようにいろんな御意見が特例区の協議会の中から出てくるのではないかと。決して特例区の事業限定というふうには考えておりませんが、しかしこれから全体の名寄市の振興に大いにつながるような事案については、特例区の中の規約を改正するというのではなくて、新名寄市の政策としてしっかりと位置づけするということが重要ではないかと。参考までに申し上げますと、規約の変更などにつきましては協議会の了解といいますか、そして議会の議決を得て、知事に対する申請という手続が伴っておりまして、こうしたことを踏まえて対処してまいりたいと、こんなふうと考えているところでございます。

また、特例区の事業の中での定住対策で、家賃等の助成を含めて旧風連町さんが取り組んでおりました成果につきましては、非常にすばらしい成果を得ているというふうに承知しております。きのうの熊谷議員も定住の関係でのお尋ねがございまして、私はこれからの新名寄市として定住対策を含めてそのような施策の拡大が適当なのかどうかと、こういう検討をしていかねばならないと思っておりますが、当面は特例区協議会の事業と

いうふうに一応固定をしておりますので、特例区協議会の委員の皆さんの意見を聞きながら、対処していかねばならぬと。合併協議では一定の協議経過もあるというふうに承知をしておりますが、そうした考えでこの定住の促進の制度についての取り扱いをしてまいりたいと考えております。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま教育関係について2点にわたって再質問がございました。まず、1点目の子供の安心、安全の確保についてでございます。ただいまお話のございましたように、各地で子供が被害者となる痛ましい事件が多発している、こういうこととございまして、この種の犯罪が名寄市においても起きないという、そういう保証はないわけとございまして、常に私たちも起きる可能性がある、こういう危機意識を持ってその対策を講じているところでございます。

特に学校教育におきましても、一つには下校時における子供の安心をどう守るか。先ほど一つ例がございましたが、例えば集団下校、これも事件が起きてはいないわけとございますが、集団下校訓練といたしましてそれぞれの学校が集団下校をする中で仲間同士支え合い、そして見詰め合う、こういう訓練を続けているところでございます。ただ、これにつきましても一つには限界がある。結局集団下校で行く中でも最後は子供は一人になって家へ帰る、そういう瞬間がこのたびの秋田県の例のように起こり得るわけとございます。こういうところをどうクリアしていくか。これはもう学校ではある意味では手の及ばない部分も出てくるということになる。そういうことなども含めて、やはり危機管理マニュアルを各学校でそれぞれしっかりと見直しを図っているところであります。毎年見直しを図りながら、新しい危機管理マニュアルを作成してきているところであります。安全マップも同様とございます。そんなことで、それぞれそのとき、そのときの情勢の変化に応じた安全マップを作成して、子供たちや保護者に周知を

図っているところでございます。

もう一つは、やはり子供たちの一つは危険を予知する能力を育成していくことも大切ではないかと、こう思うのであります。特に今の時代というわけではございませんが、やはり子供たちは非常に守られてきている。それだけにみずから危険を素早く察知して、そしてその危険から素早く逃れる、こういう能力がやはりやや低下してきているのではないかと、こういうことも学校からのいろんな営みから私たちも報告を受けているところであります。したがって、子供たちがみずから危険を察知するとか、あるいはみずから危険からの確に逃れる、こういうことを少しでも伸ばしていく、こういうことも必要であるということで、日ごろの学校教育の中でそういうことは常々意識しながら、教育活動を行っている。例えば自然体験学習なども、これは危険を予知する大変貴重な体験になり得るわけでありまして。そういう中から子供がみずからこういうことをしたら危ないなとか、こういうことを察知していく、そういうことをできるだけ重視していっているわけでございます。それとあわせて、集団による訓練も実施しております。不審者が学校に侵入した場合どういう対応をするか、子供たちも交えて訓練をしております。こういう営みもしっかりとこれからまた位置づけてまいりたいと、こう思っているところであります。

それから、3点目は、やはり横断的な取り組みでございます。上部機関でいけば上川教育局などのさまざまな組織の中にしっかりと位置づけていくこととか、あるいは名寄警察署とか、あるいは名寄防犯協会など、こういう方たちともスクラムを組んで、どうやって子供たちを守っていくか。これは、ただ連携をするということではなくて、この組織がどういうふうに関能化していくのでしょうか、有機的に働いていくのか、ここが大きなポイントだと考えております。こんなことについても今後さらに研究していきたいと、こん

なふうを考えております。

教育委員会としましては、ただいまの野本議員の御意見を肝に銘じまして、きめ細かな子供の安全、安心に取り組んでまいりたいと、こんなふう考えているところでございます。

次、2点目は、風連高校につきまして再度御質問がございました。先ほどの質問の中にも触れられておりましたが、風連高校とし3月の卒業生は26名でございます。しかし、過去10年ほどと比べてみまして、このわずか26名の中で小樽商科大学、あるいは旭川教育大学、あるいは釧路公立大学、それぞれ1名ずつ、名寄市立大学には2名の合格者、北海学園にも4名と、こういうふうに変遷過去に前例のないと言ったら失礼でしょうか、過去数年間例のなかった国公立合格者が出ています。こういう中で、進路の決定率も100%であると、こういうことから本当に地域の小規模校としてしっかり頑張っているというお話はごもっともかなということでお聞かせいただいたところであります。

また、再質問の中で再度キャンパス化についての考え方についてどうなのだという、そういうお話もございました。道教委の指針によりますと、産業キャンパス化はあくまでも職業高校の枠内で行うと、こういう一つの縛りがあるわけでございまして、この辺がどういうふうになるのかはやはりこれから少し時間をいただきたいと、こう思っているところでございます。

いずれにしても、風連高校につきましては、新しい名寄市としての議論形成がまだなされておられません。そういうことで、私今までも幾つか風連高校について御答弁させていただきましたが、これはあくまでも客観的な情勢に基づいたそういうお答えでございます。昨日の林議員や熊谷議員にもお答えいたしましたとおり、これから先の取り組みとしてはやはり風連地区の方々、風連高校振興協議会なども含めました風連地区の方々の御意見とか、あるいは全市民的な御意見を聞く場な

ども設ける必要があるのではないかと、こう思っているところであります。こういう取り組みを早急に進める中で、教育委員会としての考え方をまとめて、道教委に発信するように努めてまいりたいと、こう考えております。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） 各分野にわたって非常に丁寧な御答弁をいただきました。今後とも市政運営に当たりましては、公平性、透明性を基軸に、市民の目線に立って諸事業がつつがなく執行されることに強く御期待を申し上げまして、風連クラブの代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で野本征清議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行財政の長期展望外3件を、武田利昭議員。

○32番（武田利昭議員） 通告した順に質問申し上げますが、さきの議員の質問と重複している点が多々あるわけでございますが、よろしく願います。

行財政の長期展望について。風連町との合併で新生なる名寄市を迎えました。市長にも厳しい財政状態を十分に甘受しつつ、市民生活が安心できるよう全力を傾注しているものと期待するものがあります。財政難の市政にはどうしても知恵と工夫によって市独自の政策を生み出す時代に入ったと思われれます。市長にはますます磨きをかけられるということを願うものでありますが、やはり市政には長期的展望で政策が必要であり、そのためには財源の確保の見通しが必要条件でありますので、かかる意味合いにおきましてこれから質問をさせていただきます。

合併特例債。先般の議会で市長所信表明には地方自治体は大きな転換期であり、地方分権よっての担い手として自立できる行財政基盤の強化と自己責任、自己決定ができる地域主権のまちづくりが必要と訴えております。今年の合併を機会として、地方分権の時代にふさわしい市の行政能力の向上、行政規模に応じた効率性が求められる中で、同時に不必要なこれまでの慣例なものは英断をもって切り捨て、必要なサービスを供給する新たな創造と変革の都市経営が期待されております。合併して新市としてスタートしてメリットも多々ありますが、デメリットもあると思います。合併には財政上のあめが魅力で、合併特例債の発行により対象事業のおおむね95%が充当され、さらには元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるわけでありますが、合併して10年間は合併特例債で地方税の保障もあると思います。しかし、合併特例債は特別に借金ができるということであり、借りた金は返済していかなければなりません。名寄市は、合併特例債は10年で76億円が借金できるとして、1年に7億6,000万円程度であると考えますが、今後の市政において本格的な人口減少が続き、自主財源が減少していく中で財政水準を維持しながら、合併特例債の該当する事業の5年、10年後をしっかりと見据えて、事業の厳正な順位の決定を図ることが最も大事なことでないかと思えます。市長の所信表明においても、自立できる行財政基盤の強化をとありますが、財政の将来展望をどのように押さえているのかお伺いいたします。

次に、市長の報酬削減。行財政改革を積極的に進め、財政確保を図るために職員の給与の見直し、職員数の適正化、事務事業の見直し、民間活力の導入を図る、そしてみずから市長は報酬削減を進める所信が述べられました。市長の報酬削減は、選挙の公約として表明されたことであり、異論の余地はありませんが、私は財源確保のために職員とともに苦勞を分かち合っていたいただき、市職員に

はまちづくりの意欲と情熱を持たせ、豊かな感性のもとに市民ニーズをキャッチできる能力をどう持たせるか、経営者の視点から慎重に対応することが必要でないかと思うのであります。市職員の給与を削減した場合、市職員は生活の不安に駆り立てられ、働く情熱と意欲がなくなり、全体に元気がなくなるのではないかという面もあるのではないかと思います。この点について市長のお考えを賜りたいと思うのであります。

次に、事務事業の評価の今後について。地方分権一括法が平成12年に施行され、6年を迎え、自己決定、自己責任の原理に立った自治運営が一層求められる中で、市の事務事業の点検、評価をし、行政の改革に取り組んで、政策形成能力の向上で職員意識の改善を実施していると存じますが、そこで評価実施事業は15年に82事業、16年度に124事業、17年度には35事業が求められ、平成17年に外部評価を導入しましたが、新年度においては今後の事務事業評価、政策や施策の評価のあり方などをどのように考えているのかお伺いいたします。また、15年から17年の3年間の評価結果、事業の規模、内容の変更などの見直しが必要とされます。C評価は、15年から17年度までの3年間の評価した事務事業の再評価も必要だと考えますが、御見解のほどをお願いいたします。

次に、名寄市立病院の現状と課題。名寄市立病院は、大きく事業収益が減収であります。市長を初め医師団や看護師さんや関係者は、経営の健全化を目指し、努力していると思いますが、質問させていただきます。

医科大学の医師派遣の中止の影響について。昨年1月に旭川医大が道立紋別病院など道央、道北の五つの公立病院の循環器や泌尿器科などの常勤医の派遣を中止しました。また、札幌医大でも室蘭日鋼記念病院に派遣していましたが、内科、消化器科の常勤医師の引き揚げが進められました。名寄市立病院でも北大医学部や他の大学との連携

がなされていると思いますが、旭川医大や札幌医大のような医師派遣中止の問題が起きるのではないかと、そういう懸念されますが、今後の見通しをお伝えください。また、臨床研修医制度で新人医師は一般病院で2年間卒後研修のために派遣できるとされておりますが、大学病院で医師不足で、大学病院で医師確保を進めるため医師派遣の中止を進めていますが、名寄市立病院ではこのような問題で支障がないのか、これらに対してどのような対応をしているのかお伺いしたいと思うのであります。

次に、常勤医師の確保について。北海道各地の公立病院の医師、常勤医者は全体的に不足しているようであります。その原因は、地方より札幌周辺の公立病院や給料の高い民間病院に医師が流れる傾向があります。名寄市立病院のように循環器内科や精神科の専門医の足りない病院、あるいはまた小児科、産科、麻酔科などの専門医が不足している病院も今後ますます多くなると思います。全道的にも道民の病気を守る使命は医師にあります。病院にあるのです。地方の病院には専門医や常勤医師のいない病院もだんだん多くなる傾向がありますが、これは大きな政治問題であると、私はそう思うのであります。大学医学部にも責任がありますが、中央政治にも道政にもこの問題の解決を進めるよう市長は厚労省や各関係機関に要望すべきだと思います。これらの問題をどうお考えになっているか御見解を賜りたいと思うのであります。

病院の経営の健全化対策。名寄市立病院の収支において、16年の決算での赤字額は約4億円、17年度の決算見込みとしては約4億円程度の赤字と聞きますが、18年度の予算編成における増収対策や経費節減などの病院経営方針をお伺いしたいと思うのであります。

次は、風連地区の事業の予算編成について。2006年骨太の方針で、地方交付税の法定率の引き下げ、あるいはまた新交付税の議論が活発化し

ております。新市の中期財政計画は、5年で立案するのでしょうか。旧風連町は合併新市政の土台づくりに専念されてきたといいますが、いよいよ懸案の事業の実現に具体的に取り組むことになりました。事業費としては、市街地再開発事業からJA道北なよろの建設、道の駅建設、水道管の布設事業、風連中学校の改築など大規模事業計画が総合計画として実施されようとしていますが、総体的にどのくらいの事業資金を見積もっているのか、またそれぞれの事業規模では総合計画でローリングされ、事業の精査していると思いますが、こうした点についてお伺いをいたしたいと思うのであります。

次に、風連中学校の改築構想について。風連中学校改築の基本的構想もまとめ、校舎改築の基本設計も今年じゅうに始まり、実施計画を19年度に行い、20年度から工事着工、21年度完成を目標とするスケジュールを予定しているようではありますが、当然学校の検討委員会では将来的な教育のあり方などを含めて検討したのではないかと思います。今後の児童生徒の減少傾向も強く、時代背景をしっかりと見据えて、10年後、20年後の生徒数も考慮して学校の改築を進めるべきだと思うのであります。また、今後は中学校の統廃合ができると思います。また、風連高校の統廃合もあわせて問題も起きると思いますが、これらについての御見解を賜りたいと思うのであります。

次に、道の駅の整備事業について。道の駅整備事業についてお伺いします。道の駅整備事業は、全体として3億2,895万5,000円で、本年度は6,920万円、来年度は2億1,700万円をかけて整備されるようであります。18年度の過疎対策事業起債計画書によれば、全体事業で国庫支出金1億640万円、起債で2億190万円が導入されると伺っておりますが、中央政界の財政的に逼迫した情勢にあって、国土交通省の都市地域局まちづくり推進課だけの財政的補助導入が図ら

れているといいますが、他に支援メニューがないかどうかお伺いします。また、今後本市において財政的には非常に苦しい状況が続くと認識するものですが、起債等の償還計画の見通しなどについてお聞かせ願いたいと思うのであります。

以上をもってこの場からの質問は終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 武田議員から大きく4項目にわたる御質問をいただきました。4項目めの中の風連中学校の改築構想については、藤原教育長からの答弁とさせていただきます。以下順次お答えを申し上げます。

行財政の長期展望について、合併特例債についてお尋ねがございました。昨日の小野寺議員にも同種の質問をいただいております。答弁をさせていただきます。合併特例債は議員御指摘のとおり交付税措置のある有利な起債でございますが、借金には変わりなく、適切な公債費管理が財政運営上重要であります。合併特例債は、合併後10年間活用することができますので、事業を厳選して新市の総合計画と連動させ、毎年の予算に反映させていきたいと考えております。合併特例債は、公共施設の整備事業等に76億4,000万円、合併振興基金に11億7,000万円と見込んでおり、総体の金額等についてはきのうの答弁で申し上げたとおりでございます。

この合併振興基金についても若干触れてみたいと思いますが、当初合併振興基金は一たん積み立てた後、基金を取り崩して合併に寄与するソフト事業等に充てることができるというふうに考えておりましたが、合併後5年間程度は取り崩せず、利子運用益で事業費を賄わなければならないということが5月のヒアリングで判明をいたしました。非常時の財源調整に活用することもできると想定していただいただけに新たな財源対策が必要になり、基金の運用方法にも検討を加え、できるだけ多くの財源を確保するべく金融機関と協議を進めてまい

りたいと考えております。財政の将来展望については、平成13年度の骨太の方針公表以来、地方の財政は都市と地方の財源格差の拡大、歳入確保の不透明感が払拭されないままの状況が続き、さらに骨太の方針2006で地方交付税の削減見通しが想定され、中長期の見通しが立たない現況でございます。しかし、住民に一番身近な自治体として、合併支援策等を有効活用して新たな財源確保を行い、新名寄市のまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、市長の報酬削減についても言及がございました。現在職員の給与につきましては、去年の人事院勧告でその構造を改革する俸給水準の引き下げ、地域手当、広域手当の新設など、給与制度そのものを改革する大きな変更が勧告されております。これは、全国一律の俸給表を民間賃金の比較で一番低い北海道を基本にした俸給表に変更し、各地域での民間との差は地域手当を新設し、補完しようとするいわゆる地域給と言われるものでありまして、この新たな俸給表を導入することにより全体で約5%の給与の引き下げとなります。ただ、現在は合併により二つの違った自治体職員の給与体系を一本化するための調整期間中でもありますので、この大きな制度改正をどの時点で導入するのかということで内部で協議中でございます。私は、できるだけ早い時期に協議をし、議会の議決をいただきたいと、このように考えているところでございます。

職員の士気の低下の御心配もいただきましたが、民間の給与の動向等もあるわけでございまして、去年の人事院勧告ではそうした民間の動向も踏まえた勧告だったと、このように認識を持っております。これから関係する市の職員の労働組合とも十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、市長の報酬の関係で、昨日特別報酬審議会を開いたのは御答弁をさせていただきました。これらにつきましては、会期の終了前の日程の中

にぜひ御審議をいただきたいと、このように考えているところでございます。

次に、事務事業評価の今後の取り扱いについてお尋ねがございました。旧名寄市では、成果重視の行政運営、市民への説明責任の充実、マネジメントサイクルの確立、職員の意識改革などを図ることを目的に、平成15年度から平成17年度までの3カ年において事務事業評価システムを導入し、平成15年度は総合計画の実施計画掲載事業の82事業、平成16年度は補助金を含めた主要事業124事業、平成17年度は前2カ年で評価しなかった事業35事業、3カ年で合計241事業の事務事業評価を実施いたしました。また、平成17年度は内部評価を実施した35事業のうち、2次評価の結果が事業の規模及び内容の見直しが必要であるというA、B、CのC評価の4事業について総合計画等推進市民委員会の委員の皆さんにより、市民の視点から客観的な評価検証と助言や御提案をいただくことを目的に、外部評価を実施いたしました。事務事業評価システムの導入に当たっては、毎年度係長職の職員によるワーキンググループを設置し、事務事業評価表の作成や改良、各担当課が行った第1次評価をもとにした意見交換を行い、その結果を事務事業評価検討会議に報告するなど、職員の意識改革や市民に対する説明責任の充実に効果があったものと認識しております。また、評価結果については、各担当部課における業務改善や次年度以降の予算編成、総合計画の進行管理等に活用いたしております。

合併準備における旧両市町の事務事業の一元化では、新市において事務事業評価システムの見直しと検討を行うこととしており、効果的で効率的な行政サービスの提供、行政の透明性の確保、市民への説明責任の遂行、職員の意識改革などを主な目的として、第1次評価、第2次評価による2段階の内部評価の実施や市民による外部評価の導入など、評価結果が施策や政策との関連性の検証及び評価に結びつくよう、新市にふさわしい行政

評価システムの開発と確立を目指してまいります。

旧市評価の取り扱い等についてのお尋ねがございましたが、旧名寄市では平成15年度から17年度の3カ年で合計241事業を対象とした事務事業評価を実施したところですが、第2次評価の結果による内訳は、計画どおり事業を進めることが適当というA評価が79事業、事業の進め方に改善が必要というB評価が141事業、事業の規模及び内容の見直しが必要であるというC評価が17事業、事業の抜本的見直し、廃止、縮小というD評価が4事業となっております。これらの評価結果とその活用がどのように事務事業の改善等に結びついたのかというマネジメントサイクルの検証については課題として残っており、新市の事務事業評価において検討してまいります。また、2次評価の結果が事業の規模及び内容の見直しが必要であるというC評価の事業の再評価については、マネジメントサイクルの検証により各事務事業の再検証が可能となったものと考えております。特に平成17年度のC評価の事業について、総合計画等推進市民委員会の委員の皆さんにより外部評価を実施し、市民の視点からの客観的な評価検証により、各事務事業に対して適切な評価と助言及び提案をいただきました。各事務事業担当課ではこれらの評価をしっかりと受けとめ、評価結果に沿った事務事業の改善を図ってまいります。

次に、市立総合病院の現状と課題についてお答えを申し上げます。道内の大学病院からの医師の派遣が相次いで打ち切られている状況にあります。医師の都市部への偏在及び開業志向に加えて、2年前から始まりました卒後臨床研修が大学病院の医師不足を引き起こし、私ども地方の自治体病院に大きな影響を与えているところであります。一昨年の循環器内科医師の全員の引き揚げ、そして昨年7月からは精神科の固定医師の減員など、大学病院からの医師の派遣中止は地域医療や病院運営にとって極めて大きな問題になっているところであります。幸い循環器内科医師につきまして

は、完全に充足されたわけではありませんが、関係各位の御協力をいただき、昨年からは緊急の事態は対処できる体制になったところでございます。しかしながら、精神科医療につきましては、ことし1月から病棟を縮小しての入院診療を現在も余儀なくされているところでございます。数年前に市立土別病院が病棟を廃止して以来、当院が上川北部地域唯一の精神科入院施設となっておりますが、道北地域の精神科医療の存続に向けて、全力を挙げて問題解決に当たらなければならないと、このように考え、行動しているところでございます。

次に、常勤医師の確保についてお答えを申し上げます。平成4年の病院の改築後、道内の医科大学等の支援、御協力により、比較的順調に医師の充実確保が図られてまいりました。そして、そのことが地域センター病院から地方センター病院と地域における受け皿としての整備にもつながったところであります。しかし、今全国の自治体病院には医師の不足といった逆風が吹き荒れ、当院においても精神科医師の確保が喫緊の重要課題となっております。しかしながら、これまでの例を見ても明らかなように、医師の確保は一自治体で解決することは極めて困難なことから、今後国、道に地域医療を守る観点から医師の確保対策の確立を要請してまいります。

午前の御答弁でも申し上げましたけれども、6月7日、全国市長会の決議の1項目に医師の確保対策に関する決議がございまして、その内容については産科、小児科等の診療について医師確保のため特段の措置を講じるとともに、内科、外科を含め医師の地域における偏在や専門科ごとの隔たりを解消するため効果的な方策を講じること、二つ目には地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため医学部入学定員における地域枠を拡大するなど具体的な方策を講じること、三つ目には新医師臨床研修制度の導入による影響や問題点を検証し、制度の改善を図ることと、このよ

うな決議をして、関係機関に要請行動を早速行っているところでございます。私どもも機会あるごとにこれらの決議を実現するべく要請行動を続けてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市立総合病院の経営健全化対策についてでございます。平成16年、17年の両年度は、循環器内科及び精神科医師の不在等で収支の均衡が図られず、大幅な赤字を計上したところですが、平成18年度予算に当たりましては、精神科医師確保の課題も残しておりますが、これまで以上に収入の増加と経費の抑制に努めて編成を行ったところであり、医療収益の増収策といたしましては、入院、外来における診療の質のアップを図ることがあわせて安心、信頼の医療につながることから、この点について診療部の各医師に一層の協力を要請しているところでございます。また、経費の節減のうち特に人件費につきましては、精神科病棟の統合に伴い、看護師を一般病棟に配置したことで新規採用者数が例年に比べて少なくなり、人件費率の減少につながるものと思っております。また、一般的な経費や診療材料費等につきましても、対前年度10%減を目標に節減や業務改善を図ってまいります。

次に、風連地区の予算編成と道の駅整備についてお答えを申し上げます。地方交付税につきましては、国は新型交付税移行を検討しておりますが、現時点では具体的な計算方法は明らかになっておりませんが、削減方向で見直されることが予想されます。関係団体と連携して、制度改正が地方分権改革の推進につながるよう行動してまいります。

中期財政計画につきましては、これまで総合計画策定、短大4大化計画策定時において計画を立てて行財政計画を推進してまいりました。特に今回は総合計画の策定期に入っていることから、合併協議の際に議論してまいりました新市建設計画が基本となり、総合計画策定と同時に協議を進めてまいります。風連地区において予定されている大規模事業については、市街地再開発事業、道の

駅建設事業、風連中学校校舎建築などが挙げられておりますが、それぞれ大切な事業と認識しており、現在各部署において議論をしているところで、市民の一体性をねらった均衡ある発展の推進を行え得るものとしてしっかりと協議をしていかなければならないと考えております。また、新市における総体事業費につきましても、総合計画策定において多くの市民の意見を聞き、作業を進めることとなりますので、十分精査をまいります。

いずれにいたしましても、市政運営の基本となる総合計画策定の論議が早期にできるよう努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、道の駅整備事業について。道の駅事業は、北海道開発局によって整備された国道40号線簡易駐車場の隣接地に新設する事業であります。地域活性化の拠点施設として位置づけられ、国道通過者及び地域住民に役立つ施設としてあらゆる世代、人に配慮するユニバーサルデザインの施設を目指して建設しようとするものであります。そのため清潔で24時間利用できるトイレ、電話の設置、ドライバーがくつろげる休憩施設の充実、地域情報・観光サービスの提供、安全・安心・新鮮な農畜産物、特産品の販売などが必要不可欠になっております。

本施設の補助メニューについては、国土交通省のまちづくり交付金事業、補助率40%でございます、で対応しようと考えております。そのほかメニューとしては、農林水産省補助もあると伺っておりますが、部分的な補助となっており、全体をくくる補助としては国土交通省の補助が最適であるというふうに認識を持って取り組んでおります。起債は、過疎債を予定しております。充当率95%、3年据え置きを含め12年償還ということで、政府資金等の予定をしているところでございます。償還計画の見通しについてでございますが、中期財政計画などを見据え、今後の事業においても厳しい目で対応してまいりたいと考えております。また、過疎債につきましては、普通交付

税に元利償還金の70%が算入されるということ
でございまして、これらを含めて全体事業に対す
る一般財源の負担については20%と、このよう
に推計をしているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目4の
(1)、風連中学校の改築構想についてお答えを
申し上げます。

風連中学校の改築計画につきましては、ただいま
武田議員からお話がありましたように、平成
17年12月22日に旧風連町教育委員会に対し、
風連町学校校舎建設等検討委員会から風連町学校
校舎建築等についての検討結果が答申され、風連
中学校の校舎改築事業を平成18年度の基本設計
からスタートさせ、平成20年度、21年度で改
築工事を行うことと風連地区の小中学校を念頭に
置いた小中連携教育の推進が提言されております。
しかし、昨日の林議員にもお答え申し上げました
とおり、義務教育諸学校施設整備に対する国の負
担金補助金制度が変更になり、学校施設の耐震化
事業の推進を重点とする安心・安全な学校づくり
交付金制度が新たに創設されたことにより、本年
度からは学校改築改修事業を含め耐震化事業を柱
とする市町村施設整備計画を作成しなければ国の
財政支援措置を受けられないこととなりました。
また、この計画作成の前提として、昭和56年以
前に建築されたすべての学校施設の耐震診断の実
施が求められているため、その対応をまず考えな
ければならないという状況にございまして、現状
では本年度からの事業着手は困難であると考えて
おります。

次に、児童生徒数の減少傾向につきましては、
国立社会保障・人口問題研究所による新しい名寄
市、旧名寄市と旧風連町を合算した将来人口推計
では、ゼロ歳から14歳までの人口について、平
成18年の4,059人が毎年1.5%から2%ずつ
減少し、平成32年には3,026人になると、こ

のように推計するなど、全国的な少子化社会の進
行の中で当地域の児童生徒数も減少傾向が続く
のは避けられないものと、このように考えており
ます。あわせて新名寄市におきましては、小学校1
1校、風連、日進中学校を含めると中学校5校、
合わせて16校のうち8校の校舎、または体育館
が建築後30年を経過しており、それぞれ改築改
修を計画しなければなりません。小中学校の改築
事業に当たりましては、将来の児童生徒数の減少
傾向を念頭に置きながら、まずは時代に応じた学
級、学年編成の適正な規模や地域状況等を勘案し
た学校の適正配置の基本的な考え方、指針を明確
にし、統廃合も含め、全市的な計画を立ててい
かなければならないものと考えております。

また、風連高校につきましては、道教委が平成
20年度以降の高校教育を進めるために新たな高
校教育に関する指針の素案を示しましたが、この
素案によりますと活力ある教育活動を展開する観
点から、御案内のとおり1学年4から8学級を適
正規模とし、3学級以下の高校は原則として近隣
高校との再編整備による学校規模の適正化を図
ることとされております。素案どおりに実施され
ますと、上川北学区、特に旧上川第5学区の今後
の中学校卒業生数の激減とあわせて、市内4校
のうち3校が再編整備の対象となっていることか
ら、統廃合問題は避けて通れないものと、このよ
うに認識しております。名寄市教育委員会といた
しましては、今後10年後、20年後を見通した
視点で学校再編問題を考えていかなければなら
ないものと、このように考えておりますので、御理
解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） 合併特例債について、
これ第2の質問しようかなと思ったけれども、き
のうのいろいろな議員の質問で事業内容とか予算
編成、これらについては執行者の説明である一定
の理解ができたので、これは省略させていただき

ますが、特に合併特例債の内容は合併特例債 7 6 億 4,000 万円、振興基金 1 1 億 7,000 万円、合わせて総額 8 8 億 1,000 万円ですが、これもさきの議員の質問で理解されました。

そこで、私のこれは要望として、名寄市において旧名寄市で実施してきた起債額は 1 年に 1 0 億円ずつあったわけで、これらは臨時財政対策債とか減税補填債などを除いて 1 0 年で約 1 0 0 億円の起債総額を目標にすると新市においてもあわせて実施すべきでないかと、そういう考え方持っています。つまり有利な起債といえども借金でありながら、骨太の方針、これ 2 0 0 6 年 7 月に公表されてからすぐにしっかりとした財政計画を策定して、あわせて新総合計画との整合性を図り、実効性のある新市のまちづくりを進めていただきたいと思うのでありますが、そして合併により有利な起債を活用して、将来合併してもよかったなと思えるような起債の活用を求めていると思うのでありますが、かかる意味で名寄市とか風連とか小さな気持ちでなく、地域的なエゴにならず、新名寄市をトータルの地域活性化を図るために有効に活用すること、これは要望します。

それから、これは意見ですが、やはり現在道北や名寄市はこのままだと衰退していきます。それは、道北地域全体が過疎化にあえいでいます。名寄市は、道北拠点都市としてしっかりとした役割を果たす責任があります。その責任は、地域産業の発展とか、雇用の創出を進めることが一番私は大事でないかと思えます。そうした視点に立って、将来の大局をしっかりと見据えて、道北をしょって立つ信念を持って努力されるよう市長に特に意見として申し上げるものです。これは意見です。

それから次に、市長報酬の減額した場合、1 7 年 4 月 1 日から 8 6 万 2,000 円の 2 割減の場合月 1 7 万 2,400 円、年間 2 5 8 万 6,000 円で、報酬は 6 8 万 9,600 円となると思いますが、これまでの報酬が高かったのかどうなのか、こちら辺についてまずお伺いしたいと思います。

それから、この市長の報酬の減額ですか、これはともすると助役より報酬が低くなるのではないかとこのように私は思うのですが、トップとしてどういふぐあいにこれを考えるか、こちら辺についてお伺いしたいと思います。

次には、自治体三役の報酬減が全国各地で相次いでいます、北海道でも。同規模の市と市長を比較して、名寄市はどういう状態になっているのかお伺いしたいと思います。

それから、今回の職員の給料に格差があったと、いろいろこれは聞いております。それで、中堅職員、採用後特に 2 0 年でどのぐらいの賃金の格差があったのか、こちら辺についてまずお伺いしたいと思いますのであります。

それから、市立病院ですが、市には東病院、吉田病院の移譲、風連は市立病院の分院としての経営されていますが、大変厳しい状態であります。それぞれの経営形態等の見直しは検討していると思いますが、介護保険が導入され、相次ぐ薬価報酬の見直しなど、医療費の抑制などにより病院経営はますます難しい状態となっておりますが、名寄市病院は地方センター病院としての職員数は 1 8 年度で 3 3 9 人により、この地方の住民の医療の確保をしていますが、病院事業費に対する人件費は 5 7 % と高いわけです。これらの抜本改革の見直しについて、病院経営のキーポイントとなるのではないかと思いますので、この点についてお伺いをいたしたいと思いますのであります。

また、医療界は多種多様な資格集団であり、能力主義の賃金の導入などをどう考えているかお伺いしたいと思います。あわせて医療請求部門、その他の民間委託はどのような方向に進んでいるのか、これもお伺いしたいと思います。

それから、道の駅についてです。道の駅の整備については、今後多くの議論を行いながら進めたいと思いますが、営業開始に当たって道の駅運営組織ができていのかどうかお伺いします。また、年間の総売り上げ、あるいはまた収益などについて

てもどのように見込んでいるのかお伺いしたいと思うのであります。風連にはJA道北なよろの販売店と道の駅販売店の大規模な販売店が整備されますが、この二つの販売店によって風連商店街の販売が吸収され、長く続いてきたしにせの小売店などが衰退して、商店街として機能できなくなる部分もあるのではないかと、こうした懸念も私はあるわけですが、これに対してどのような見解があるかお伺いをしたいと思うのであります。まず、この辺について。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か再質問をいただきました。一部職員の給与の水準、あるいは特別職の全道的な比較等については総務部長から答弁をさせていただきます。

新市建設計画の合併特例債の活用についてお話や言及がございました。これから総合計画を策定をするわけですが、新市建設計画で予定をしましたシミュレーションの中では年間の普通建設事業の事業費は20億円から二十二、三億円という想定をしているわけですが、このうちこの合併特例債をもって財源として7億円ないし8億円充当できるというふうに理解をいただければよろしいのかと思いますが、しかし必ずしも毎年度同じ金額の積算ということにならないことも出てくるわけですが、前後にある程度大型事業が入りますと調整ということが出てくるわけですが、そうしたこともしっかりと調整をしながら、この有利な起債を枠を残すことのないようにしっかりと運用してまいりたいと、このように考えております。

次に、病院の経営にかかわってのお話がありました。病院の経営については、何としても医療スタッフがそろわなければ病院の機能が動かないというのは御指摘のとおりでございます。しかも、この診療報酬というのは国の制度で変更されるわけですが、本来地方公営企業の場合ですと自治体の方針に基づいて議会で料金等の改定が

できる仕組みでございますが、残念ながら医療については国の診療報酬の改定に連動して対応せざるを得ないと。一部市民の皆さんから独自の料金設定をするべきでないかという意見等がございますが、しかしこの受診をする名寄市民や、あるいは周辺の住民の皆さんのことを考えると、そう簡単にそうした方法の導入ができるのかどうかということは非常に配慮の要るところでないかと、このように思っております。

現在の人件費のウエートにつきましては、御指摘のとおり高い水準でございますが、これらを分析をいたしますとやはり全体の機能を100%発揮できるだけの稼働をしていないということでもありますから、この状況、昨年、一昨年の状況が一応底というふうに見ておまして、18年度以降こうした状況の中での中長期計画を策定をしていきたいと。その中ではいろいろな考えられることをすべて取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。今までの健全化を進める中でいろんな取り組みをしておりますが、一部民間委託等についてもまだし切っていない部分がございます。保険の請求事務等の分野がそういうところがございますけれども、これにつきましても昨年1年間かけて先進都市等の視察等もしており、また内部の検討会議も進めているところでございます。できるだけ早い時期に方向を出して、職員の配置がえという課題もあるわけですが、一気に全面というわけにはいきませんが、19年度から部分的にでもこうした民間に対する業務委託ということを取り組んでいければと、こんなふうに考えているところでございます。

次に、道の駅の関連についての再質問をいただきました。道の駅の運営組織につきましては、前の議員の方にも御答弁をしているところでございますが、現在直販生産者、JA道北なよろ、商工会議所、商工会、物産振興協会、観光協会などで組織された道の駅運営検討会議、さらには市の庁舎内で組織した道の駅庁内検討委員会で道の駅の

あるべき姿を協議中のごさいますて、皆さんが利用しやすい運営方法、方式を模索しながら、また管理運営母体に当たっては指定管理者制度を視界に入れるとともに今後十分協議を重ね、誤りのない運営に当たっていきたくて考えております。こうした収益については、もちろん最初からその収益が完全に見込めるのかということについては未確定要素が強いわけでごさいますて、私はこの検討会議の中でもしっかりと利益を計上できる、最初からそういうような熟度の高い運営を構築していただきたいと、このようにお願いをしているところでごさいます。

また、道の駅と風連中心市街地との競合の関係も出てくるのではないかと、このように思っておりますが、中心市街地の事業の議論の中では、やはりこれからの高齢社会の中でコンパクトシティと申しましょうか、その中心地で一定の高齢者の健康管理も含めた診療施設ですとか、あるいはJAのストアだとか、そういうものを取り込むことによって非常に利用度が高くなる施設と、こういうふうにごさいますて、道の駅の車社会における利用度の高い施設と、それから中心市街地については近隣も含めての風連地区の住民の皆さんの利用をいただく場所と、こういうすみ分けをしっかりとすることで、双方が元気の出る事業展開ができるようにと、このように期待をしているところでごさいます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方から市長報酬額について再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、現行報酬の月額についての道内都市とのランクづけについてお答えをさせていただきます。現行月額報酬では全道34市中25位でごさいます。これは、助役、教育長も同じランクでごさいます。なお、年収におきましては全道34市中34位、これは市長、助役、教育長も同じでごさいます。この件につきましては、期末手当相当分を

さきに1.45月削減をしていることと一般職の人事院勧告が5年にわたってマイナス勧告を受けて、特別職の皆さんもそれに連動する形で2%削減をしていると、そんな状況の中で全道34位というようなランクになってごさいます。なお、34市にありましては、20市が現在特別職の削減をしているという厳しい状況にもなってごさいます。

もう一点の市長が20%報酬を削減した場合、助役との逆転現象が出るのではないかと、こういうふうな御質問だったと思います。市長20%削減をいたしまして、助役が削減がなくというふうな状況の中では約6,000円が逆転すると、そんなような額になります。

もう一点、合併に伴って一般職の旧風連町と名寄市の給与についてかなり大きく格差があったというふうなことで、どのような新市における給与表をつくったのかというふうなことでのお問い合わせかというふうにごさいますていただきました。一般職では、旧風連町と名寄市で確かに年齢によって額の違いがありました。若い20代から40代までについては、若干名寄市が高いラインでごさいました。40から55ぐらいまでは、むしろ風連町の職員の方がやや高目になるというふうなことがごさいました。いずれも給与表は8級制を導入しておりましたから、新市におきまして8級制を基本として、新市としての一本の給与表をつくったということでごさいます。ラインは作りましたが、それぞれ高い部分と安い部分が当然出てまいります。それらにつきましては、地方公務員法の中で現給保障という法の中での制度でごさいますから、それはそれでごさいますて、どのラインに到達するまでということ、高い人は一定期間足踏みをしていただくというふうな形で、新ラインよりもずっと低い人については短縮措置をかますというふうな、短縮と延伸措置をかませて調整をしていくというふうなことで新給与ラインと新給与表をつくらせていただきまして、おおむね旧両市町における職員の生涯賃金

がどのぐらいかと、高卒、短大、大卒と、一つのそれも勘案する中で合併によってお手盛りにならないということも十分配慮をさせていただいて、ラインをつくらせていただきまして、おおむね3ないし5年程度の中では新ラインに基準としていくのかなというふうに思っております、20年先には大きく差がつくかどうかということのないようなラインの中で短縮延伸措置をとるというふうな新市における給与表とラインをつくらせていただいたところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○3番（武田利昭議員） 今度は教育長、風連中学校の改築の件で、スケジュールとしては21年完成計画、新聞に書いてあった。私の脳裏にはどうしても風連高校との編成問題が脳裏離れません。高校の適正配置で、道教委は2008年には上川北部で5校の高等学校が再編に該当すると新聞で報道されております。その中には風連高校も含まれております。また、名寄市に普通高校が二つあるということが将来的にもこれはいろいろ問題があると思っております。風連高校は、これ私の考えですが、新築してそんなに古くはないと思うのであります。そういう意味で、風連高校の編成を機会に中学校校舎の変更を求めることも考慮に値すべきだと思うのであります。

それから、もう一つは、やはり風連の赤ちゃんが生まれる出生率というか、非常にここ二、三年どんどん減ってきていると思っております。これは、平成5年か、20人ぐらいしか赤ちゃんは生まれていない。もちろん名寄からもどこかからもいっております。そういうことで、将来やっぱり非常に心配しているのです。また、国勢調査では5年間で500人の人口が減っている。やはりこうしたことも十分考慮して、学校問題の再編に当たるべきだと、中学校も高校も、そういうぐあいに私は考えますが、どうですか。これについて教育長お願いします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今風連中学校と風連高校との絡みについてのお話ありがとうございました。私は、高校にはそれぞれ果たすべき役割があると、こんなことをもともと考えているのでございます。例えば近間の高校でいきますと、名寄高校の果たすべき役割は何なのか。やはりこれは進学したいという子供たちの意向を受けながら、例えば医学部とか、そういうところまでしっかりその子供の希望、親の願いをかなえるということもございまして、あるいは光陵高校でいきますと地域のニーズに応じてエンジニアを育てるとか、あるいはホームヘルパーの2級の資格を取らせるとか、こういうことも高校の役割である。そして、名寄農業高校では北海道の基幹産業である農業の後継者をしっかり育てる、あるいは農業というものをしっかりと理解させる、そういう教育がやはり求められていく。そして、風連高校であれば、小規模校の中で子供一人一人に視点を当てたそういう教育が今まででも営まれてきました。中学校時代ほとんど学校に行けなかった子供が風連高校行って、一日も欠席せずに卒業していったと、こういう事例も聞いております。午前中は、進学の面でちょっとタングスリップもいたしまして失礼いたしましたが、進学の面でも今大きな実績を上げていると、そういう思いを伝えたかったところでございます。そういうそれぞれの使命をやはり子供に視点を当てて考えていく必要があると、こう思うところでございます。そういう中で、果たして名寄市内の高校はこれからどういう使命を果たしていかなければならないか。しっかりと子供を見詰めていかなければならないと、こう考えているところでございます。

ただいま風連中学校の卒業生等の数にもちょっと触れておられましたが、例えばこの調査によりますと、風連中学校は平成17年は51名の卒業者がございましたが、平成18年は56名、そして来年度の入学者は38名というようなことで、

次が63名、そしてまた21年には39名、その後は40名ぐらいずつで地元風連中学校の卒業生は推移してまいります。したがって、19年度の風連高校への入学者については、地元だけで考えますとかなりシビアな部分はあるのかなと、こう思っているところであります。

また、風連高校は昭和62年11月に全改築工事が終了しております。築19年が経過しているわけではございますが、大切に使われてきたからでしょうか、築年数よりはずっと新しい、そんな印象を与えてくださいます。ただいま武田議員からはその施設の有効活用についてのお話でしたが、これはもし近い将来高校の再編整備が進展した場合ということで、その有効活用の一つの考え方として貴重な御提言をいただいたということで受けとめてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で武田利昭議員の質問を終わります。

10分ほど休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問に引き続き一般質問を行います。

食育推進計画制定について外3件を、高橋伸典議員。

○11番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして順次御質問をしております。また、議長のお許しをいただきましたので、クールビズに伴い、上着を脱いで御質問をさせていただきますので、御了承いただきたいというふうに思います。

大きい項目その1、食育推進計画制定についてお尋ねいたします。日本の食料自給率は、カロリー換算で40%と極めて低く、食料の大切さと生命のとうとさということを教育していくというこ

とが重要なことであると考えます。朝食をほとんどとらない、あるいは家族で食事をほとんど一緒にすることのない孤食、偏った栄養、肥満、そして生活習慣病の低年齢化と食の問題が憂慮されております。食育教育の基本は、家庭にあることはもちろんであります。その家庭の教育力が低下している現在、教育現場での取り組みは一層重要になってくると思われれます。また、このことは、我が名寄市の基幹産業である農業の将来と未来の日本にとって大変重要な問題であると考えます。国民が食に関する知識と食を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送ることを目指し、昨年6月に食育基本法が成立したことを踏まえ、毎年6月を食育月間として重点的、効果的に食育運動を展開し、国民への浸透を図り、毎月19日を食育の日とし、継続的に食育運動を進め、食育の幅広い世代への定着を目指すとともに、具体的数値の目標を設け、2006年度から2010年度まで5カ年で目標値の達成を目指すということであります。

具体的には一つに食育に関する関心を持っている人の割合を現在の70%から90%以上に引き上げる、二つに朝食を欠食する人の割合について小学生の4%をゼロ%まで減らす、成人については20代男性の欠食30%から15%以下に、30歳代男性は欠食23%から15%以下に欠食率を下げるというものであります。三つに、学校給食における地場産品を使用する割合を21%から30%以上に食材数ベースを引き上げることとあります。四つに、食材バランスガイドを参考に食生活を送る人の割合を60%以上にする。五つに、内臓脂肪症候群を認知している人の割合を80%以上にする。六つに、食育の推進にかかわるボランティア、現状値より20%以上の増加を目指す。七つに、教育ファームに取り組む自治体の割合を60%以上とする。八つに、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている人の割合を60%以上とする。九つに、推進計画を作成、実施する都道府県や市町村の割合を都道府県は1

00%、市町村50%以上とする。市町村は、50%以上が推進計画を作成、実施する目標値を示されていましたが、広島県尾道小学校元校長が朝食を欠食する生徒と朝食を御飯で食べた子供の勉強能力の数値に差が出たと言われておりました。本市小中高等学校の朝食の欠食の状況について理事者の御見解をお願いいたします。

食材を通して地域の自然や文化、産業などに関する理解を深め、生産にかかわる人たちの努力や食への感謝の念を子供たちにはぐくんでもらうため、学校給食で地場産品を使用する割合を全国平均で2004年、21%、全国平均30%まで食材数ベースを引き上げるといことありますが、本市給食センターにおける地場産品の使用割合の理事者の御見解をお願いいたします。

子供たちが稲の根つけを行い、児童らは成長する稲を教材に観測活動や調べ学習に取り組み、収穫し、調理して味わうということにより喜びを体験すること、また食べ物を大切にす気持ちや食べ物に感謝する心をはぐくむことができる教育ファームの取り組みの状況についての理事者の御見解をお願いいたします。

児童生徒だけでなく、教職員や保護者らに対してシンポジウムやイベント、参考資料の作成、配布などを通じ、食育の普及啓発活動を行い、栄養教諭と養護教諭が連携し、地域の医療機関と学識経験者の協力を得て、児童生徒の食生活が健康や意欲を与える指導プロジェクトを進めるために各学校に栄養教諭の配置を考えているようですが、名寄市として理事者の御見解をお願いいたします。

近年生活習慣病の増加や食の安全に対する国民の関心の高まりを踏まえ、国民が生涯にわたって健全な心身を養い、豊かな人間性をはぐくむため、食育を総合的かつ計画的に国民運動として推進すると言われております。教育行政執行方針にも食育をテーマにし、高大官連携事業として生産者から消費者まで、食育の幅広い推進をねらい云々と言われておりましたが、本市の食育基本法への取

り組みについて理事者の御見解をお願いいたします。

続きまして、大きい項目の2番目、職員アイデアで経費削減をについてお伺いいたします。日本は、今8,000兆円に及ぶ借金を抱え、政府も国家公務員の削減、事務事業の見直し、公務員宿舍の売却等を行い、北海道職員も職員給与の10%を削減し、国民への負担だけでなく改革を少しずつ進めております。また、北海道や本州も近年財政運営は非常に厳しい状況に置かれておられます。理事者以下職員の責任のある立場にある方々は、日々苦心されているものと思われます。しかし、その立場にある者だけが工夫したとしても解決されるものではありません。全職員からアイデアを募集して、少しでも改善につなげることについてはいかがお考えでしょうか。これは、市町村の話ではないのですが、北海道十勝支庁が平成16年度から実施している職員提案制度で選ばれたアイデアを全員で実行し、経費削減に努力しているそうです。その事例を紹介いたします。一つは、公用自転車の利用であります。車と言えば自動車ありますが、庁舎から半径2キロ程度の範囲は、環境にも優しい公用自転車を利用しております。次に、二つ目には、複数回利用できる支庁独自の封筒製作です。大型封筒に3カ所、普通封筒に2カ所あて名書きを設け、紙質を変更し、従来のカラー刷りから1色刷りとしたそうです。三つ目には、職員が出張、外勤する際に、可能な限り関係機関に郵便物を持参して節約を図るそうです。これにより削減される金額はごくわずかではあるかもしれませんが、少ない額でも集めると巨額になります。昨年より原油高騰によりガソリン、軽油は1.4倍の価格になっておりますし、二酸化炭素排出の抑制のためにも公用自転車の利用の理事者の御見解をお願いいたします。

また、私も書類、会議の連絡、給与明細等、職員等の連絡などは二、三回封筒を使ってもよいと思われますが、複数回封筒利用の理事者の御見解

をお願いいたします。

郵便物の関係機関への書類配達とともに、このような少ない額の削減と思う職員もおられると思いますが、封筒や切手も市民からの税金という思いになれば、職員はいろいろなアイデアが出るはずです。そのような意味で職員からのアイデアの経費削減の考えの理事者の御見解をお願いいたします。

次に、大きい項目の3番目、働く場の確保について御質問いたします。日本の雇用の状況は回復したとテレビ等で報道はされておりますが、関東、大企業、IT機器関係、大手銀行ぐらいで、北海道や道北は極めて厳しい状況にあることは言うまでもありません。名寄ハローワークの数字でも如実に出ておりますが、新規求人数は前年比15.9%マイナス、新規求職者は前年同期比8.7%マイナス、月間有効求人数は1,443人で、前年比よりも13.6%増加し、45歳以上の求職者は630人と全体の43.7%まで膨れ上がっております。前年度比0.3%離職者がふえております。名寄地方の景気に対する見解と支援についての理事者の御見解をお願いいたします。

現実私の周辺でも建設関係や関係企業に従事しておられる方々の中にも仕事がまだなくて会社から呼ばれていないという方もおられます。建設業、建築関係が動かないために、その関係に従事する方々にもこのままでは会社自体が大変だという声も聞かれております。建設労働者の現状と今後の見通しについての理事者の御見解をお願いいたします。

景気をよくするのは国の問題ではありますが、その地域で住民生活を守る行政のてこ入れも必要ではないかと思われまます。建設労働者の現状と今後の見通しについて理事者の御見解をお願いいたします。

景気が悪ければ雇用は生まれません。しかし、会社も仕事をとらなければ雇用したくても雇用できないのが現状と思われまます。昨年は、市発注工

事、上半期で発注率も高かったのですが、本年は市、道、国の発注も大変におくれております。また、発注件数も減っているそうです。そのような意味からも建設事業の名寄市の早期発注の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の4番目、学童保育施設の利用状況と充実についてであります。子供が放課後を楽しく過ごせる居場所づくりを進め、防犯面に加え少子化対策として親が安心して働ける環境が大変重要なことと思ひます。名寄市にある南児童クラブ、コロポックル、どろんこはうすも現在満員状態で入れないという親からの声もありますが、3学童保育施設の利用状況について理事者の御見解をお願いいたします。

これは、去年の話ですけれども、やめてしまったのですが、東小学校からコロポックルが満員のためどろんこはうすまで通ったが、当時東地域で不審者が出たため、学童保育をやめたという親の声、また南小学校より南児童クラブが満員のためどろんこはうすに通ったが、やめてしまった親がという声が聞かれました。6月7日、テレビで日本一子育て支援で出生率最高の1.35、北九州市の子育て支援事業の話がテレビで放送しておりました。公立保育所ではなく、民間の委託幼稚園なのですが、公立と同じ金額で夜間12時まで子供を見ていただける、それでいて預ける金額が同じということでありました。北九州からも補助は出ていると思ひますが、その中で親がこういうふうに話しておりました。私は仕事をしているので、ここに預けていれば安心ですと。もしこの幼稚園がなくなれば、私が仕事をやめなければなりませんという話をされておりました。本市も北海道4番目に住みやすい、また子供が安心して暮らせるためにも他校より遠距離から通う児童への配慮の考えの理事者の御見解をお願いいたします。

一番よいのは昔のように各学校に学童保育があればよいのですが、少子化に伴い人数も少なくなりました。そのために学童保育的待機施設、子ど

もプランの配置の考えの理事者の御見解をお願いいたします。

以上、この場での御質問をさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大項目1の（1）から（4）と大項目4についてお答えいたします。大項目1の（5）と大項目3の（1）、（2）につきましては経済部長、大項目の2は総務部長、大項目3の（3）は建設部長がお答えいたします。

最初に、食育推進計画制定についての小中高等学校の朝食の欠食状況についてお答えいたします。食育基本法に基づき設置されました国の食育推進会議におきまして、ことしの3月31日、食育推進計画が決定されまして、具体的に食育を生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけた上、子供たちに対する食育を重視し、学校における食育の推進のための具体的取り組みを挙げております。その一つといたしまして、先ほど議員からお話ありましたけれども、平成12年に小学校5年生を対象とした調査でほとんど朝食を食べないと回答した子供が4%となっている割合を平成22年度までに零%とすることを目指すとしております。平成16年度に北海道PTA連合会が道内の小中学生1万人を対象として実施した調査では、小学生の25人に1人、中学生の14人に1人が朝食をほとんどとらずに登校しており、これに朝食を食べないことがあるとの回答を加えますと小学生の22%、中学生では26%とほぼ4人に1人が朝食を抜く日のあることがわかりました。食べない理由のトップといたしまして、小学生の41%、中学生の52%が時間がないを挙げておまして、次に食欲がないが小学生で40%、中学生で37%、また太りたくない、用意していない、そういうような答えもございました。

当市においては、児童生徒の食生活などの実態調査はしておりませんが、平成16年4月に名寄

青年会議所青少年未来委員会が市内小学校5年生、6年生を対象に行った親と子のコミュニケーションのアンケート調査では、毎日御飯を食べているが86.2%、時々食べるが9.9%、ほとんど食べないが3.9%となっており、また親と一緒に食事をしている児童は53.7%、一人で食べているが46.3%という調査結果が出ております。高校生の朝食につきましては、上川管内北部高校養護教諭研究協議会の平成14年度の実態調査によりますと、朝食を食べない生徒が11.2%おりました。夜型生活の影響から朝食がとれない、あるいはとらないなど、食生活の乱れが影響しているように思われます。北海道PTA連合会も調査結果の分析で、朝食をとらない子や給食を残す子の方が食事をきちんととる子より疲れたり、いらいらとする子の割合が高いと、そのような指摘をしております。早寝早起きの実践で生活リズムを向上させるとともに、基本的な生活習慣を身につけることが大切かと考えております。

次に、学校給食における地場産品の使用割合についてお答えいたします。食育推進基本計画でも学校給食における地場産物を使用する割合を高めることが求められております。名寄市学校給食センターでは食材の調達は安全性の確保を最優先とし、生産者の顔が見え、流通経路が短い地場産品の活用を献立づくりに積極的に生かしております。毎月1回その月誕生日の児童生徒を祝福する地元産はくちょうモチ米を使用しての赤飯給食の実施、また5月、6月には朝どりピヤシリイチゴの配ぜん、6月には良質なグリーンアスパラを使ったメニュー、7月、8月にはミニトマト、メロンのデザート、また農作物が出そろう10月以降にはトウモロコシやカボチャを使いましたシチュー、芋の肉じゃがなどを献立に取り入れております。主食のお米は、風連産減農薬特別栽培米を30トン年間契約で購入し、使用しております。地元産野菜の平成17年度実績は、ジャガイモで約5.3トン、大根で1.5トン、ニンジン1.9トン、タマネ

ギ2トン、キャベツ1.7トン、ナガネギ0.2トンなどであり、またカボチャ、スイートコーンは地場企業が確保したものを冷凍食品やペーストにして確保し、随時使用するなど、地元産品の使用割合は量の比率で主食のお米を加えますと約61%は地元産でございます。道内産が約21%、残り約18%が本州産となっております。また、ラーメン、うどん、豆腐、かまぼこ、もやしなどは原材料を道内産に限定し、地元業者に確保していただいております。

また、風連学校給食センターでも献立に季節感を盛り込み、しゅんの味を味わってもらい、児童生徒たちに地域の特産物に関心を持ってもらうことを目的として、地区内生産農家物の直接購入で地場産品を活用しての献立作成に努めております。特別メニューとして、はくちょうモチ米を使ったおはぎ、道内産小麦粉を使ってのクリスマスケーキ、スキー授業に伴うおにぎり給食、卒業をお祝いする赤飯と紅白まんじゅうなど、日本の食文化、習慣を大切に考え、献立に取り入れております。お米は、名寄給食センターと同様減農薬特別栽培米を年間5トン購入しております。地元産野菜の平成17年度実績は、ジャガイモ約1.1トン、大根0.2トン、ニンジン0.3トン、タマネギ0.7トン、キャベツ0.4トン、ナガネギ0.2トン、白菜0.2トンなど、食材として地元産物を約48%使っております。ラーメン、うどん、豆腐、もやしなどは原材料を道内産に限定して納入していただいております。

次に、本年の教育ファームの取り組み状況についてお答えいたします。名寄市における教育ファームの取り組み状況についてですが、各小中学校では総合的な学習の時間などにおきまして、多様な形態での農業体験学習を実施しております。特徴的な事例といたしまして、名寄東小学校と風連中央小学校では名寄農業高校との連携のもと乳製品加工や園芸などを行っております。風連日進小学校と下多寄小学校では、学校田を活用して稲作

栽培に取り組んでおりまして、また名寄南小学校と名寄西小学校では農家の方の協力をいただいて、田植えや稲刈り体験を行っております。智恵文小学校では、高齢者学級の方の指導、協力のもと野菜の栽培を行い、調理実習に活用しております。さらに、名寄東中学校では健康の森の市民農園を借りまして野菜の栽培と販売体験を行っており、智恵文中学校では学校農園でカボチャの栽培を行い、交通安全啓発運動においてドライバーに配布するなど、それぞれが特色ある学習活動を展開しております。また、収穫祭などを通じて作物を調理加工し、みずから味わうことでつくり育てることの喜びを体感するとともに、生産者の苦労なども学んでおります。

農業には土づくりから収穫に至るプロセス、育てるという行為は他の生産活動とは異なる多面的な要素があると考えております。名寄市教育委員会といたしましては、今後とも農業の持つ教育力を重視していくという視点から、情報提供やスクールバスの配車などを通じて支援に努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、栄養教諭の配置の考えについてお答えいたします。食育推進基本計画では、学校における食育を推進するために栄養教諭の早期の配置、そして栄養教諭を中心に各学校において食に関する指導に係る全体計画を策定することなどを掲げております。平成18年4月1日現在での道内における栄養教諭の任用者は24人となっております。内訳は、小学校で10人、中学校で5人、道立特殊学校で9人の発令となっており、いずれも発令されているところは単独調理場を有する学校での任用となっております。

北海道教育委員会では、栄養教諭の導入に当たっては市町村教育委員会や学校の意向を踏まえまして、条件整備が整った市町村から順次配置をしていく方針を示しております。現在名寄市の学校給食センターでは3名の学校栄養職員が配置されておりますが、そのうち2名の職員がこし栄養

教諭免許状取得に必要な単位を修得するための免許法認定講習の受講を希望しております。栄養教諭への移行の際は、近隣の給食受配校へ配置され、学校籍に移行となります。学校給食センターは兼務発令となりますので、学校給食センターでの職務従事時間が減少することとなりますので、制度の実施に当たりましては調理員に対する指導、また食材の検収、衛生管理指導を含めまして支障の出ないような勤務形態を学校、給食センターの実態に応じまして検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、大項目4の学童保育施設の利用状況と充実についての(1)、3学童保育施設の利用状況についてお答えいたします。名寄地区の3学童保育施設の利用状況についてであります。平成17年度につきましては直営の南児童クラブは定員50名のところ一月平均在籍者数が47名、委託運営のコロポックルは定員40名のところ平均在籍者数が51名、どろんこはうすは定員25名のところ23名の一月平均在籍者数となっております。平成18年度につきましては、6月1日現在、南児童クラブは定員50名のところ現在在籍50名、コロポックルは定員40名のところ現在在籍54名、どろんこはうすは定員25名のところ26名の在籍となっております。コロポックルにつきましては、在籍者数からこれ以上の受け入れは難しいとの報告を受けておりますが、南児童クラブ、どろんこはうすにつきましては、ほぼ定員どおりの在籍であります。南児童クラブについては5名前後、どろんこはうすについては3名前後の受け入れが可能との報告がありますので、名寄地区の学童保育施設は需要にこたえている、そのように判断しております。

次に、他校、遠距離から通う児童への配慮についてでございます。子供が学童保育施設から家に帰るときは、保護者に迎えに来てもらうようにしております。学童保育施設に来るときですが、南児童クラブは学校内の施設であるため特に問題は

ございませんが、他の施設につきましては学校と少し離れているため、学校での指導とあわせ、施設としてもできるだけ集団で来るように、そのように言って聞かせておりました。それが実行されております。また、不審者情報が入ったときなどは自家用車などによる迎えも行っております。

御指摘のありました入所を希望する施設が満員のため、遠くの施設に通わざるを得なくなり、退所した二つのケースでございますが、1件は保護者の仕事の時間の都合がつくようになったので、退所との報告を受けております。他の1件は、少年野球チームに入ったので、退所したいとの報告を受けておりますが、今後もしっかりと事実関係を把握するように努めたいと思います。

なお、この二つのケースも含めまして、近くに施設がありながら、遠くの施設に通わざるを得なくなった場合には施設間で車の送迎を行っております。子供の安全には十分配慮した運営を行っております。

次に、各学校に学童保育的待機施設の子どもプラン配置の考えはについてお答えいたします。近年の急激な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後などにおける児童生徒の安全な活動の場の提供や多様な活動の実施を目的といたしまして、文部科学省が所管する地域子ども教室推進事業と厚生労働省の所管する放課後児童健全育成事業がございます。御質問の子どもプランは、文部科学省と厚生労働省が協議の上、この二つの事業を平成19年度から一体的、あるいは連携して実施しようとする事業との情報を得ております。名寄市におきましては、厚生労働省の放課後児童健全育成事業を実施してございまして、文部科学省の地域子ども教室推進事業につきましては、学童保育施設が需要に十分こたえていると判断いたしてございまして、実施してございません。当面は、現在設置されております学童保育施設を維持し、充実させることが適切と考えますが、放課後子どもプランの基本的な方向といたしまして、このプランはできる

限り小学校内で実施することとする、当面児童館や公民館等、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとすると、このようにうたわれておりますので、将来的にはこのような方向で検討をしなければならぬと思われまます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私から大きい項目1番目の（5）番目でございますが、本市の食育基本法への取り組みについてお答えを申し上げます。

御案内のとおり、昨年6月10日に食育基本法が制定され、7月15日に施行されました。これは、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには何よりも食が重要であり、食育に関する基本理念を定めるとともに、施策の基本となる事項を定める食育基本法が制定されたものであり、今後各地で食育の取り組みが推進されるものと考えております。

近年食生活において栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加など、食生活の乱れが心身の健康にさまざまな影響が懸念され、食に対する関心が高まっております。このような中で、子供たちを初め市民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、命をはぐくむ食べ物とそれを生産する農業や地域の食文化について理解を深めるとともに、安全、安心な食を選択する力を習得し、健康的な食生活を進めていくことが重要と認識しております。当市は、安全、安心な農産物などの生産現場が身近にあります。消費者と生産者の顔が見えるつき合いができるなど、食育を推進するには適した地域と考えており、これまで産業まつり、健康まつり、さらにはふれあい福祉まつり、風連でのふるさとまつりなどなどのイベントのほか、大学でのフォーラム、農業体験などの取り組みがなされております。今後北海道の食育推進行動計画や今年2月に発足

した農林水産省名寄統計情報センターの北部食育情報連絡会と連携をするとともに、教育委員会、生活福祉部、経済部の連携と名寄大学の指導、協力をいただきながら、食育推進計画の策定及び取り組みに向けて協議をしてみたいというふうに考えております。

次に、大きい項目の3番目の（1）でございますが、名寄地方の景気に対する見解と支援について申し上げます。さきに財務省が発表した1月から3月期の法人企業統計では、好調な企業業績が雇用、賃金に波及し、労働への分配率も3年9カ月ぶりに上昇と報じられました。これに対して日銀札幌支店では下方修正に転じ、持ち直し緩やかとの景気判断が示されたところであります。一方、旭川財務事務所による5月の道北管内の経済情勢報告では、管内は引き続き厳しい状況にあるが、持ち直しの動きも見られるという評価がなされております。このように景気の状況は地域格差があり、名寄地方では依然として厳しい状況から脱し切れていない状況にあるというふうに判断をしております。

また、名寄公共職業安定所が取りまとめております雇用保険受給者数の推移は、前年同月比では増加の傾向にあり、今年4月の名寄職安管内の求人動向につきましては、新規求人数で212人、前年同月比で7.8%の減となっており、運輸業、金融、保険業などで若干の増加はあったものの、多くの産業において減少でありました。一方、市内高校、短大の平成18年3月の新規学卒者の就職状況は、高校で全生徒341人中就職が79人、うち地元就職につけた方につきましては38人、短大は卒業生201人中就職は164名、うち地元は19名という状況であります。平成17年度における雇用の事例といたしましては、建設業ソフトランディング、コミュニティーFM局てっしの開設によって放送機器技術担当部門の担当2名、パーソナリティー4名、それからもう一つ、山土を活用した稲作及び畑作に適した育苗用培土の製

造で1名それぞれ新規の雇用がありました。

こうした状況は、地域の企業活動や雇用にとって大変厳しい状況にあると認識しておりますので、今後とも名寄公共職業安定所、名寄商工会議所、風連商工会など関係機関、団体との連携を図りながら、国や道の中小企業支援制度の積極的活用も含めて中小企業振興の雇用と安定に努力をしてみたいというふうに考えております。

次に、(2)番目でございますが、建設労働者の現状と今後の見通しについて申し上げます。ことし4月期における名寄公共職業安定所管内の産業別求人状況によると、建設業では前年同期と比較して18.2%の減、製造業では23.5%の減、飲食宿泊業では45.8%の減となっており、運輸業では80.0%の増、金融保険業でも42.9%の増、医療福祉で28.6%の増となっておりまして、時期的なものや業種によって違いが出ている状況にあります。しかし、総体的には7.8%の減となっており、17年度と16年度の年度集計比較におきましても、建設業では5.8%増となっているものの、全体の景況感からしても依然として大変厳しい内容と受けとめております。さらに、管内における全業種の就職充足率では、平成14年度64.2%、15年度では60.7%、16年度では66.1%、17年度では76.0%と推移してきておりますけれども、そのうち常用となりますと38%、33.5%、43.9%、37.8%となっておりまして、この部分から見る限りでは非常用という雇用形態の変化をうかがい知ることができるというふうに考えております。

また、昨年度の北海道の調査では、建設業者が新分野に進出し、多角化を図っている状況は2割にとどまっていることがわかりました。北海道の分析では他社の様子を見守っている段階としておりますけれども、これらのことからまだまだ厳しい状況が続くものと思われまます。

また、会社の新基本法とも言える会社法が施行され、今後企業社会のあり方にも変化が考えられ

ます。これらの各種の事業展開に対し、関係機関、団体と連携をとりながら、企業の支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

次、(3)、建設事業の早期発注の考えについて申し上げます。旧名寄市では建設工事の発注率を上半期で80%を目標に行っていました、新市においても地域経済への影響を考慮いたしまして、これらを継続させていきたいと考えております。本年度は、新市の誕生で4月から6月までが暫定予算となり、61件ほど組み入れ、入札執行に若干のおくれはありますが、ほぼ予定どおり進んでいるにもかかわらず、全道、全市的な不況感から、市内の建設業への波及効果が薄い状況であると思われまます。本予算で計上しております建設事業につきましても、本会議での議決後早期に発注できるよう建設業者への説明会準備や積算作業を同時に進めていただいておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長、端的に。

○総務部長(石王和行君) 私の方から大きい項目の2点目、職員アイデアで経費節減についての1点目の公用自転車の利用についてお答えをさせていただきます。

現在名寄庁舎、風連庁舎にそれぞれ4台配備をしております、御質問にございましたように自転車は環境に優しく、また市街地においては機動性に富み、職員も積極的に活用をしているところでございます。今後とも周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

2点目の封筒の複数回利用についてでございますけれども、議員御指摘のとおりでございます、封筒の複数回利用につきましては職員間の事務連絡等ですとか、市に送付をされてきている封筒の再利用、これらに心がけているところであります、分庁方式に伴う両庁舎間の文書の移動についてもそれらを利用をしているところでございまして、なお一層周知徹底を図っていききたいと、この

ように考えております。

また、給料袋ですとか連絡等に使用する封筒につきましてですけれども、一部ではございますけれども、回収し、再利用しているだとか、給料につきましての封筒につきましては、封筒は要らないという職員もおられまして、明細書だけをお配りすると、こんな事例もございます。封筒の紙質ですとか形態につきましても、それらについてなお一層再利用していきたいというふうに思っておりますし、カラー刷り等につきましても経費の節減ということで、資料等の見やすさ等が求められるものは除きまして、一般的に1色にするなどの経費節減に努めていきたいと、このように思っております。

なお、新市におきます封筒は多色刷り、郵便番号を入れますと3色でありますけれども、これにつきましてはイメージを出すということの用度担当の担当職員のこれもアイデアでありまして、多色刷りになっておりますけれども、クラフト紙と従前のものと経費は変わっていないと、再生紙を使っているということでの経費節減に努めていることも御理解をいただきたいと思っております。

次に、郵便物の持参でございますが、これにつきましても職員が出張するだとか外勤をするときにはできる限り可能な書類を持参するようにしております。しかし、書類には個人情報の配慮をしなければならないと。これらに努めながら、できるものについては持参をしながら配付に努めているところであります。

職員のアイデアにつきましてのいろいろな取り組みということでの御質問でございますが、4点ほど例を挙げますと、コピーにつきましてのファクスの受信についてはコピー紙の裏面を利用する、プリンターの再利用紙をセットするにも端末にそれを使うだとか、議案書につきましても議案番号1号から連番をつけるだとか、そういうふうな形で議員にも御協力いただく中で経費節減に簡易製本ということで努めている部分もございます。ま

た、電灯の細かな消灯、トイレの節水等にも努めているところがございますけれども、市役所全体で取り組む小さなものでも大きな効果が出るということでございまして、職員のアイデア募集につきましてはグループウェア等に伴っての提案制度も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） 大変御丁寧なお答えありがとうございます。時間がもうなくなりましたので、早目にやりたいと思っております。

まず、先ほどの学童保育の件ですけれども、まだ入れるというお話ありましたけれども、私は全学童回りまして状況を把握して、今回質問させていただきましたので、その当時は満員で入れないということでは言われたものですから、この質問をさせていただきました。先ほどのお話では、南児童クラブが5人のどろんこはうす3名入れるということで御確認できましたので、またこれ他校の部分なのですけれども、再度質問してしまうと長くなるので、要望だけをずっと言いたいと思いません。他校からの生徒の移送なのですけれども、私が聞いた人はちょうど東小学校にいて、コロポックルがだめで、どろんこはうすに行かなければならないという状況で行ったのですけれども、その当時不審者が出て、親が困って、またコロポックルも生徒ともちょっと何かあったみたいでやめてしまったという状況なのです。あと、現在もやっぱり豊西小から南小に1名の方が来ております。そして、南小からどろんこはうすにも来ているのですけれども、どろんこはうすさんは南小の方は途中まで来ていただいて、どろんこはうすの方が迎えに行って、100円いただいているそうなのです。豊西小から南小に行っている方は、お父さんが仕事を途中でやめて連れてきていただいているという状況です。

この学童保育というのは、やはり親が仕事をしていたら家に帰るのも大変だ、そしてこの学童保育

で子供の世話をしてほしいというのが学童保育だ
と思うのです。その場所に子供を連れてきてから
学童保育が始まるのではなくて、そこまでの対処
を私はしてほしいというふうに。南小からどろん
こはうすに行く場合には、スクールバスがあるの
だけれども、少しちょっと乗せてあげて行くだと
か、学校の先生に頼むだとか、南小からコロポッ
クルに行くときはそうするだとか、東小と名小の
場合は全体で移動されているみたいな話をされた
ので、安心なのですけれども、やはりそういう入
れない場合、1人か2人の移動になるために、や
っぱり名寄市でも不審者が出るという状況の中で
教育委員会、また学童保育としてはうちまで来て
くださいというのですけれども、親としてはやっ
ぱり心配なわけなのです。市民の方もそういうこ
とを考えるとやっぱり行政にどうにかしてほしい
という心はあると思います。だから、ぜひこの遠
距離の部分は検討していただきたいというふう
に思います。

子どもプランも民間がありますので、どんど
ん小学校に子どもプランをつくれと私は言
いません。民間の経営も大変ですから、できれば
先ほど言ったように民間も潤っていけるためにも
先ほどの遠距離の部分は輸送体制を何とか確立し
てほしいというのが私の要望でありまして、それ
をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

働く場の確保は、本当に今厳しい状況でありま
す。ぜひ本予算終わりましたら早期発注のお願い
いたします。

職員のアイデアで経費削減なのですけれども、
今も若干部署部署によってやられておられます。
今回私に議会が始まってから届いた封筒です。連
絡の封筒が、給料明細は入っていませんけれども、
いろんな。後ろテープで張れば次使えるのです。
ホチキスでも使えますと思います。のりづけされ
ると、こういうふうに破かなければならないので、
困るのですけれども、こういう部分しっかりと、
二、三回使える、きっとこれだと印刷にかけて1

枚20円から30円ではないかと思うのですけれ
ども、これで印刷で10円ぐらいではないですか。
それぐらいやっぱり経費としてはすると思います。
私一人にこんなにこの少ない日にちで文書が来て、
私は封筒に入れなくていいと思う。あの箱に入れ
ていただいてもいいなというふうに思いますし、
給料も毎月これで来るのですけれども、小学校の
ように給食費の支払いみたいに12月までしてい
ただいて、ホチキスでとめてあそこに入れていた
だいて、ホチキス外して、私判こ押しして戻しま
すので、ずっとこれを12回やっていただいてもこ
こにいる皆さんは私は怒らないと思うのです。そ
れだけやっぱり市民に水道料が高いだとか、下水
道料金がほかよりも高いだとか、市民税が高いと
言われている割には私たちがこんなことをやって
いて本当にいいのかというふうに私は思うのです。
こちら辺をしっかりとやっぱり行政と議員みずから
やっていかない限り、市民に説明できないという
ふうに私は思いますので、しっかりよろしくお願
いします。給与は、本当に私はそれでいいです。
袋に入れなくてもいいと思います。

あと、食育の問題でありますけれども、あと2
分しかないです。要望だけ言います。こういうふ
うにやっているところがあるのです。福井の小浜
市で、この食育基本法に先駆けて食育中心の授業
だとか、いろんなそういう小浜市の施行した食の
まちづくり条例というのをつくって、教育機関を
通じた食の重要性の普及だとか、作法の継承、食
の健康に関する研究、地産地消の奨励、農水省へ
の活性化ということで、条例に基づいて03年1
1月から幼稚園児を対象にキッズキッチンという
のを始めました。食材の知識や食事のマナー、命
の大切さを教える一方、幼児用に開発した包丁を
使ってみずから料理をつくらせて、食べさせ、食
材を地元でとれたものを提供していると。そのこ
とによって、この幼稚園児は食事を残さなくな
った。また、小学校でも味の素とモスバーガーで授
業を行って、小学校の生徒に食事をつくらせて、

そして観測させて、その調理を安全、安心の野菜類を自分で調理して食べたところ苦手な食事を食べるようになったということなのです。だから、できればそのような形で名寄も進めていただきたいし、給食センターもこの小浜市では給食センターその地元の食材を80%使っている。先ほど企業によってだめだと林議員の質問でありましたけれども、済みません、もう少し、ありましたけれども、その業者にJAから風連のモチ米を買わせて入れてもいいと思うのです。その業者がきっと道内産で買っていると思うのです。野菜だってそうだと思います。名寄産のものをその業者に買わせて納入すれば、この小浜市のように給食センター80%の食材を地産地消できると思うのです。この名寄、風連の景気がよくなると思いますので、ぜひその対処をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

次に、新市長の所信表明について外4件を、斉藤晃議員。

○31番（斉藤 晃議員） それでは、通告してあります第1点目の新市長の所信表明についてから質問をいたします。

島新市長は、5月15日に臨時議会での所信表明、そして6月5日に市政執行方針を示されたわけであります。私は、常々自治体の役割は地方自治法の本旨に基づき、住民の暮らしを守る大きな使命があると考えているわけであります。今国の進める構造改革の名のもと、国民には相次ぐ医療制度の改正、そして負担増、年金の削減、あるいは定率減税の廃止へなどなど負担増があるわけあります。さらに、自治体へは交付税削減を一層進める三位一体改革など、先の見えない政治への大きな不安の声があるわけであります。それだけに自治体が住民自治の立場に立った行政運営が求められていると考えておまして、その立場での市政運営を市長に強く求めるところであります。

市長は、地方自治体は地方分権の中で自己決定、自己責任の原則に立ったまちづくりを進める、このように繰り返し表明をされております。しかし、そもそも市民はだれもが自己責任で生きているのであります。また、当然税金や公共料金を納めております。それらは、私たちが狭い個人的利益のみでなく、保健、医療や福祉、教育の豊かな実現、環境問題解決などなど、個人一人一人の幸福につながるこれが現代社会での自己責任のとり方と考えるわけであります。ですから、国の構造改革で国民の負担増、地方への交付税削減の根本問題を避けて、ただ住民の努力に責任を転嫁する考えというふうには言わざるを得ないわけではありますが、いかがでありますでしょうか。

新市の新しいまちづくりを進めるために自治基本条例を策定すると表明されました。地方自治法による住民自治は、民主主義の徹底によって進められてこそ住民のものになると思うわけであります。その自治体の柱となる自治基本条例の制定には徹底して市民に情報を提供して協議し合う民主的取り組みが必要でありますし、そのためには一定の時間もかける必要があると考えるわけでありますけれども、見解を伺いたいと思います。

またさらに、平和な国づくりはだれもが求めているものであるだけに、まちのシンボルとしての都市宣言として名寄市では平和都市宣言を、また旧風連町では非核平和宣言の町を宣言しているわけありますけれども、それぞれこれらを生かした平和都市宣言を行うべきと考えるわけありますけれども、お答えをいただきたいと思います。

この平和に関して、今千歳に米軍の訓練移転計画があります。これは、米軍基地再編計画が大もとにありまして、その計画における日本の負担が試算とはいえ何と3兆円と報道され、特にアメリカの領土、グアム移転に7,000億円、一体どこの国の政府だと国民の怒りが高まるのは当然でないでしょうか。力の時代でなく、平和外交こそが21世紀の国際関係ではないでしょうか。財政大

変と言いながら、多額の負担に応じる政府のこの方針に市長はどのように考えられるか見解を伺いたいと思うわけであります。

2点目の合併効果と施策についてお尋ねをいたします。合併により財政が直ちに好転しないと、これも繰り返し表明されておりますけれども、果たしてそうでしょうか。既に昨日来の答弁の中で、幾つかの指標が示されてまいりました。まず、交付税、振興基金などなどあわせて具体的にお知らせをいただきたい。また、名寄市は、17年予算で財政が厳しいとの理由から、それぞれインフルエンザ助成、敬老会補助金、排雪ダンプ助成、あんま、はり、マッサージ、さらにバスなど交通費助成を削減してきたわけでありますけれども、今合併をし、住んでよかったと言われるまちづくりを目指す島市長として、合併効果の具体化としてこれらの施策を復活を図っていく、こういうお考えがないか。そして、その後に状況に応じて住民と協議を行って進めていく、こういうことが必要でないかと考えるわけでありますけれども、見解を伺いたいと思うわけであります。

3点目の大学運営でありますけれども、医療、福祉、教育のまちづくりの連携についてであります。新名寄市のまちづくりの柱として、安心して暮らせる医療、福祉、教育のまちづくりに大学が積極的にかかわる。そしてまた、市民協働、協力の取り組みを進めることを私は求めたいと考えるものであります。4月の開学では、皆さんの努力で入学者も確保されました。今後大学が大きく発展するには、学生が学びたい特色ある大学が求められるだけに、学長を初め教職員の奮闘を心から期待をするわけであります。また、同時に私たちも特色ある大学に協働の立場からの支援にかかわり、その活動があわせてまちづくりに反映される、その道が住んでいてよかったと言われるまちづくりへと願うものであります。具体的にどのように考えておられるか見解を伺いたいと思うわけであります。

4点目ではありますが、農業の安定経営の基本についてお尋ねをいたします。私たち郷土の文字どおり基幹産業として、農業振興はまちづくりのもう一つの大きな柱であります。その農業振興の取り組みを求めるものであります。特に今21世紀が世界的に食料不足が叫ばれている中、農家の皆さん方は文字どおり日本民族の生存を担う誇りある仕事をしているわけであります。特に日本農業の担い手は、家族型農家経営が主流を占めておまして、本州、そして各地での小規模農業を可能にしてきたわけであります。しかし、この農政が改正を加えられ、特に今回政府は戦後農政を根本から見直すと品目横断的経営安定対策を提案してきたわけであります。従来のように全農家を対象にした農政ではなくて、一部の大規模経営だけに限定して、多くの農家を切り捨てていくものと言わざるを得ないわけであります。これでは食料自給率はさらに下がってしまうわけであります。また、農家経営を支えてきた高齢者はどうしろというのでしょうか。そこで、お尋ねするわけでありますけれども、名寄での対象農家は、また集落営農の見通し、さらに認定農家になれない小規模農家の対応についてお答えをいただきたいと思えます。

次に、各農業の整備事業があるわけでありますけれども、大枠で事業費、農家負担額がどのようになるのか、そしてそれが経営向上にどのように役立つのかお知らせをいただきたいと思うわけであります。

5点目、教育行政についてであります。まず、今国会で審議が始まりました教育基本法改正についてであります。今なぜ改正なのか。国民合意が十分とれておりません。しかし、現状の子供をめぐる問題がこの教育基本法に原因があるかのようなすりかえもあるわけでありますけれども、私は逆に教育基本法の理念に立った教育こそ今求められていると考えております。伺いますが、名寄の多くの教育課題がこの改正で解決されると考え

られるのか、この際ですから、見解を求めたいと思うわけでありませぬ。

次に、高校再編と市内4高校の展望についてであります。道教委発表の高校再編、3学級以下は統廃合するという方針は、余りにもひどいものであります。この地域での小規模校の存在を否定することであり、みずから認めていた高校経営を否定するという暴論であり、道教委は有識者の検討会議での答申によるから、こういう方針だと言っておりますけれども、実は根本は道の財政危機からきますコンパクト道庁の方針に基づいたものと言わなければなりません。次の世代を担う子供たちが安心して学べる地域の高校の役割が大変大切であり、既にお隣の下川、美深町、大きく反対運動の声を上げているのは当然であります。名寄が風連との合併により、4校のうち3校がその対象となるわけでありませぬから、市教委の取り組み、答申などもありますけれども、改めて4高校をどのようにするのか検討が必要と思うわけでありませぬ。

私は、まず名農について訴えたいわけでありませぬけれども、以前から私は強調してまいりました。上川5学区あるいは上川学区でなく、全道的学区という視点にこの名農を位置づける必要がある、このことを強調してまいりました。特に名農は、農業後継者教育の育成の場であり、後継者が数多く卒業しております。さらに、このたび名寄大学との新しく高大官の取り組み、そしてまちづくりからも存続は絶対に必要であると考えられるわけでありませぬ。特に名農は、40頭からの生きた牛を飼っております、さらに生き物を飼っております。それをお世話する多くの実習助手の方もいるわけでありませぬ。さらに、小規模経営にもプラスになるような施設設備や新しい整備も進められておまして、まさに全道的見地からも存続を求めていく大義があると私は考えるわけでありませぬ。この点についての見解を求められるわけでありませぬ。

さらに、風連高校についても、既に答弁があり

ましたように、住民の要望をしっかりと受けとめた論議を進める。また、光凌高校との連携の可能性もあわせて検討が必要と考えるわけでありませぬ。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 斉藤議員から5項目にわたる御質問をいただきました。2項目めは総務部長、3項目めは大学事務局長、4項目めは経済部長、5項目めは教育長からそれぞれの答弁となります。

私は、1点目の新市長の所信表明についてお答えを申し上げます。平成13年、2001年、小泉内閣が取り組みを始めました骨太方針、いわゆる行政改革を含めての三位一体改革につきましても、地方の自主的、主体的な行財政運営を可能とさせることを基本とし、さらなる地方分権とあわせて安定的な財政運営に必要な財源の確保がなされなければなりません。しかしながら、税源移譲を前提とした国庫補助負担金改革を柱とするその中身は、交付金や補助率引き下げなどを含むものであり、地方の意向を十分に反映したものとは言えず、地方分権の実現を目指した三位一体改革の本旨からもほど遠いものと言わざるを得ないと、このように認識しております。自治体は、こうした社会経済状況の中にあっても絶えず市民本位を基本とした市民福祉の向上のため、市民の期待にこたえた着実な市政の進展を図り、その責任を果たしていかなければならないわけでありませぬ。しかも、情報IT化の推進、少子高齢化対策、環境問題、防災対策を含めた安全、安心なまちづくりの対策など重要な課題が山積しております。今後とも国の動向を注視しつつ、真の地方分権の推進と地方財政の実態に見合う税源移譲を当面国と地方の配分5対5と、このようなことを柱に全国市長会等を通じてその運動を進めてまいりたいと考えています。

次に、地方分権の進展により地域の特徴を生か

した地域に合ったまちづくりということで、仕組みとしてはそのようなことが着々とできてきているわけでございます。新市では合併を契機とした新しいまちづくりを進めるに当たり、市民が主役となって、新名寄市を築いていくために基本的なルールを定める自治基本条例（仮称）を策定していこうと、このように考えているところでございます。策定に当たりましては、まず市民が参加し、検討していく過程が大変大切だと考えております。そのためにはワークショップの実施、講演会、フォーラムを開催するなど、さまざまな形で情報を市民の皆さんに発信し、なぜ自治基本条例が必要なのか共通の認識に立つことから始めていきたいと考えております。また、市民参加の委員会を立ち上げての策定を考えておりますが、策定過程を随時公開し、委員以外の市民の皆さんからも意見をいただき、フィードバックする仕組みからも情報の共有を進め、多くの市民の英知を結集した条例策定の取り組みを目指したいと考えております。

次に、平和に関連して旧名寄市、旧風連町の平和都市宣言、非核平和都市宣言等の取り組みがございましたけれども、新市におきましてもこれらの多くの宣言があるわけございまして抜いを早急に取り組んでいかねばならないと、このように考えております。御案内のとおり旧名寄市では6本の都市宣言、旧風連町も6本の町の宣言をしているわけございまして、これらの宣言につきましては市民参加を基本にした宣言の制定、それぞれ風連地区、名寄地区の市民代表による起草委員会等を設置し、議論を始めてまいろうと、このように考えております。なお、宣言に際しましては、広く市民の意向を反映させる手段として、市民の各層からの代表による委員会はもちろんですが、広報紙やインターネットを使っての経過報告や今回市の鳥、木、花の制定でも実施しておりますはがき、メール、ファクスなどにより広く意見を求めるパブリックコメントの手法を取り入れて、市民参加を基本に取り組んでまいります予定でございま

す。

次に、在日米軍の関連についてお尋ねがございました。発言のとおり、日本側が負担すべき経費の見積もり、新聞等の情報でおおよそ3兆円になるのではないかと、このように報道をされているところでございます。在日米軍の再編に関しては、抑止力の維持と沖縄を含む地元の負担を軽減するとの視点から兵力構成の見直しがされたもので、今後地元の理解と協力を得るための協議がされていくものと認識をしております。戦後の日本の経済的な発展については、工業立国としての原材料の輸入や原油等安定的な輸入のために、今経済力がこのように伸びた中では国際平和に対する貢献というのが求められていると、このように認識をしております。もとより国民に平和と安全をもたらす安全保障体制の確保は全国的課題であり、公平と公正の見地から政府の対応が図られていると、このように考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 今回理事者の答弁者が多いようですが、限られた時間でありまして、できるだけ簡潔にお願いをしたいと思います。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の5、教育行政について御答弁申し上げます。

まず初めに、（1）、多くの教育課題が教育基本法改正で解決されるのかについてお答えを申し上げます。教育基本法は、御案内のとおり憲法と同じ年、昭和22年に施行されて以来60年近くにわたり一度も改正されていないことから、現代の社会に必ずしも十分対応し切れていない面もあるのではないかと、このような懸念から、平成12年3月に内閣総理大臣のもとに設置された教育改革国民会議の最終報告では教育システムを改革するとともに、基本となるべき教育基本法についても考える必要があると、このような指摘があったところであります。これを受けまして、文部科学省は中央教育審議会に諮問し、その答申がなされております。これらを踏まえて、文部科学省は

改正案を策定し、今国会に提出いたしました。現在衆議院特別委員会で審議なされていることは御案内のとおりであります。

教育基本法の見直しに当たりましては、現行憲法を前提として見直すこと、また今後の教育においても大切にすべき普遍的な理念を尊重することなどが確認されているところであります。私といたしましては、個人の尊厳、真理と平和、人格の完成などの理念は憲法の精神にのっとった普遍的なものであり、新しい時代の教育理念としても大切にしていく必要があることから、今後の議論の推移を見守ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、(2)、高校再編と市内4高校の展望についてであります。北海道教育委員会では平成20年度以降の高校教育を進めるために新たな指針づくりについての素案を示したところであります。御案内のとおり旧名寄市内では、高校の再編は不可避との認識のもとに市内高校のあり方について検討し、その答申をもとに道教委に総合型高校の創設を発信してまいりました。今回示された素案によりますと、職業学科は学科の特性や地域ニーズ、人材育成の役割等を踏まえ、産業キャンパス化について検討するとありますので、名寄市からの提案は大きく反映されたものと受けとめているところであります。

今後新たな指針に基づき、職業学科の再編整備が提示された場合は、お話にありましたように名寄農業高校が果たしてきた役割をしっかりと認識して、道教委に対し学校の保有する施設設備を生かした多様な農業教育が展開できるよう提案するなど、高校教育のみにこだわることなく、広く北北海道における農業教育そのものの灯をしっかりと守っていききたいと、このように考えているところであります。

また、ただいまお話のごございました風連高校につきましては普通科1間口校であり、施設設備の有効活用の面などからも職業高校とのキャンパス

型高校にはなじまない要素が強いのではないかなど、こんな感じを持っているところでございまして、普通科高校間のキャンパス型があり得るのかどうなのか、こういうところも含めて今後研究してまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、風連高校のあり方につきましては、今後風連地区の方々、また全市のな校長会などを開催するなどしながら、広く皆様の御意見を聴取して、できるだけ早い時期に教育委員会としての誤りのない判断をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長。

○総務部長(石王和行君) 私の方からは、合併効果と施策について、効果は何だということについてお答えをさせていただきます。

風連町と合併した背景には、一つには日常生活圏の拡大がございまして、二つ目に、地方分権の推進であります。三つ目に、少子高齢化の進展でございまして、四つ目に、財政の悪化でございまして、つまり今回の合併は、地方分権と財政再建がセットの合併であったというふうに認識をしております。

具体的に合併効果としての財政支援についてお尋ねがございました。一つには、合併後10年間地方交付税の算定が旧市町での交付となる合併算定がえでございまして、二つ目は、合併市町村補助金、これは10力年で2億4,000万円、三つ目に普通交付税の臨時的経費に対する補正ということで2億5,812万円、次に合併市町村に対する特別交付税措置が3年間で4億2,000万円、次に合併特例債、10力年で76億4,000万円、最後に合併振興基金が11億7,000万円の財源措置がございまして、しかし、合併いたしましても劇的に財政が豊かになるわけではございません。合併特例債を活用して、この期間にしっかりとした各種施策を推進しなければならないと考えております。また、具体的施策につきましては、新名

寄市総合計画の実施計画に盛り込みまして、実効性の高い計画策定を目指してまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、合併により合併特例法による財政支援と地域振興のための時間的な余裕をいただいたものと考えており、合併協議で確認した事項についてしっかりと推進し、合併してよかったと思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、切り下げた施策の復活についてお答えをさせていただきます。各種事務事業につきましては、旧風連町と旧名寄市におきまして合併を見据えての事業の点検、見直しを実施してまいりました。多くの事業がある中で、両市町において異なる事業については点検し、合併前に統一を図ることが求められたところでございます。敬老会補助金につきましては、旧風連町では72歳以上を1,000円、旧名寄市では75歳以上2,000円と対象年齢、交付額に差があったため、新市において75歳以上を1,500円と統一をさせていただきました。インフルエンザ補助につきましては、65歳以上の希望者で、旧風連町は1人1回1,000円、旧名寄市は2,000円の補助で実施しておりましたが、当初の国から示された接種見込み率30%に対しまして平成16年度で旧風連町では39.7%、旧名寄市では40.5%と目標数字を達成し、事業の定着が図られてまいりました。今後高齢者及び接種者数の増加に伴い、費用負担も増加していることから、限られた財源を有効に活用していくために、上川北部の近隣市町村の助成額も参考として1人1,000円としたところでございます。あんま、はり、マッサージ補助につきましては、旧名寄市単独の事業でありました。70歳以上の方が対象ですが、交付を受ける方が年々減少し、交付率は25%程度、助成券の交付数に対しても使用枚数が少なく、使用率三十数%と減少したため、平成16年度に見直しをいたしました。しかし、もっと使いやすい内容でとの関係

団体からの要望もございまして、1回1,000円助成券を1人3枚交付から平成17年、18年の2年に限り1回1,000円の助成券を1人5枚交付することとなりました。この2年間の推移を見て、事業の見直しをすることになります。バスの高齢者交通助成事業につきましても、旧名寄市の単独事業であり、平成4年から実施をしてまいりました。老人クラブ活動や通院等のために利用する交通機関がバス、JRに限られる70歳以上の市民が対象でした。この事業については、対象者の中でも利用者が特定され、均衡ある受益とならないとの御意見もいただきました。このことから、高齢者の方々がひとしく受益できる事業に検討し、本年10月から65歳以上の方を対象に、予防医療の観点から肺炎球菌ワクチンの接種に対し一部助成制度を取り入れたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。また、排雪ダンプ助成は、平成10年から除排雪に市民協力をいただくための奨励的補助金として実施をしております。今シーズンで9年目を迎え、多くの方に利用いただき、成果を上げております。継続実施に当たり、平成16年から受益と負担のあり方について検討させていただいた結果として、助成額を1台当たり1,000円とし、利用回数については無制限とさせていただいております。

いずれにいたしましても、右肩下がりの財政状況の中で仕事の進め方や制度システムを絶えず見直し、どこまでを行政が支えるか、受益と負担のあり方について職員も市民も意識を変えることが今日的に大切でないかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 私からは、大学運営とまちづくりの連携についてお答えをさせていただきます。

保健福祉学部144名、短大児童学科58名の1期生を迎えまして、まずは順調なスタートを切

ることができました。一方では、短大生活科学科と看護学科に257名の学生が在籍をしております。大学にふさわしい教育研究を展開することは当然の使命であります。在学生へのしっかりとした対応もまた果たすべき大きな役割であります。これにこたえる教員体制ということで、助手を含めた大学教員53名のうち48名を短大教員の兼任として教育に当たっております。法的に見まして組織が異なり、したがって教授会も別であり、移行期としての多くの調整が必要な状況にありますが、対学生という視点を中心に据えて、柔軟かつ機動的に対応してまいりたいと考えております。

名寄市立大学は、教育の理念として保健、医療、福祉の連携と協働、少人数教育の実践とあわせて、地域社会の教育的活用と地域貢献を掲げて設立されました。この地域貢献の具体化に向けて、現在地域交流センターの組織化を進めております。大学と地域を結ぶ相談、調整、企画、支援機関でありまして、地域及び市民の交流、連携に関する業務を行うため、大学が持つ機能を有効かつ積極的に発揮することを目的として設置するものであります。予定する事業は、一つは地域が求める諸課題に積極的にかかわり、必要な相談、調整、企画支援を行うこと、二つには大学が持つ諸機能を有効かつ積極的に発揮し、安全、安心のまちづくりに貢献すること、三つには教職員、学生が持っている特性を生かし、地域におけるボランティア活動等の総合窓口としてこれらの活動を効果的に推進すること、四つにはその他地域における諸活動を推進することで、市民がともに支え合う関係をつくとともに、人材バンクを構築していくことなどを想定しております。このセンターは、学長直轄の組織として教職員、学生、市民によって構成するもので、この活動、運営を円滑かつ具体的に進めるために運営委員会の設置を予定しております。学内ではほぼこの構想がまとまりましたので、関係機関、団体と協議をしながら、立ち上げていきたいと考えております。

ただ、こうした活動が軌道に乗るためには一定の時間がかかると考えておりまして、その間の大学ができる取り組みといたしまして先行して進めておりますその一つが名農、学校給食センターとの連携によります消費者の健康、栄養状態を考慮した食物生産、食事提供の実践的教育の可能性をテーマとする研究、あるいは名寄保健所管内の管理栄養士、栄養士との連携によります夏期、冬期、これは夏の期間、冬の期間であります。夏期、冬期における地域の人々の食行動と身体活動量の特徴を踏まえた栄養教育教材の開発をテーマにした研究に着手しております。今後は、大学としての教育研究水準の一層の向上を図るとともに、保健、医療、福祉などを初めとする広い分野での地域との連携を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、品目横断的経営安定対策についてお答えを申し上げたいと思います。

品目横断的経営安定対策につきましては、新たな食料・農業・農村基本計画に平成19年度から導入されることになっておりまして、本対策の導入は戦後農政を根本から見直すものでございます。当市における現在の認定農家の状況でございますけれども、面積要件の特例により6.4ヘクタール以上の販売農家840戸のうち平成18年5月末では認定農業者数は531戸、63.2%となっております。今後の見通しといたしまして、30戸ほどの増加を見込ませさせていただいているところでございます。集落営農組織につきましては、認定農業者になれない農家を集落営農組織を設立して取り組み、担い手として対象にできるということですが、これまで集落懇談会、説明会、関係機関、団体との協議の中では、一つには経理の一元化、二つ目には農業生産法人化計画、三つ目には農用地の利用集積目標などハードルが高いというふうなことで受けとめさせていただいてお

りまして、当市におきましては難しいというふう
に判断をさせていただいているところでございま
す。

対象作物の5品目でございますけれども、米、
麦、大豆、てん菜及びでん原用バレイショの作付
者数につきましては、611戸のうち現時点で新
制度の対象外となる農家の実戸数は138戸が対
象外になるというふうに見込んでおります。これ
ら認定農家になれない農業者につきましては、一
つ目には農地の流動化による面積要件のクリア、
二つ目には農作業受委託による経営面積の拡大、
三つ目には農業所得による特認要件の活用など、
認定農業者の対象に向け、JA道北なよろ及び関
係機関、団体と検討してまいりたいというふう
に考えているところでございます。

続いて各整備事業による農家負担と経営向上に
ついて申し上げます。平成18年度における道営
事業におきましては、5地区が事業実施いたして
ございまして、1地区が平成19年度に採択に向
けて調査設計を行うこととなっております。事
業の内容について申し上げますが、経営体育成基
盤整備事業、2地区で事業実施を行っております
けれども、一つの事業地区として東豊地区が総事
業費で13億円、もう一つの瑞生地区が総事業費
で12億6,000万円となっております。それか
ら、地域水田農業支援緊急整備事業では2地区を
事業実施とさせていただいております。風連地
区では総事業費が22億6,000万円、名寄地区
が総事業費で6億9,000万円というふうになっ
てございます。また、もう一つの事業でございま
すが、畑地帯総合整備事業では智恵文地区が事業実
施というふうにさせていただいておりますが、総
事業費につきましては6億3,000万円となっ
ているところでございます。平成18年度の事業は、
平成17年度、過日御承認をいただきました繰り
越し分を含めると5地区合計で16億5,000
万円を予定しております。そのうち農家負担につ
きましては、1億2,500万円を予定しておりま

す。

道営事業による農業経営への影響におきまして
は、受益農家が希望する工種の大半が暗渠排水と
なっているのが実態でございます。暗渠排水は直
ちに生産性向上に結びつきますものですから、受
益者の期待は大きいものがあります。また、道は
18年度以降におきましても負担軽減の継続を行
うことというふうにしておりますので、農家経営
によい結果をもたらすのではないかとというふう
に受けとめさせていただいているところでございま
す。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） それぞれ答弁をいた
だきました。まず、若干順序変わるかもしれませ
んけれども、再質問しますが、一つはまちづくり
の問題にかかわってでありますけれども、この4
大の問題について議会では特別委員会などもつく
って論議してきた経過があります。その中で、島
市長はまちづくりと大学の役割について熱く語っ
ておられました。また、それぞれの地域での説明
会でもそういう内容でありまして、市民からも私
も本当に大学と名寄市のまちづくりリンクするの
かと、こういうふうな話もあったわけでありませ
う。ただいまの中尾事務局長の新大学での取り組み、
そしてまた過日の大学の式典でのそれぞれのお話、
またそのときの市長の開学に当たって、また久保
田学長の名寄市立大学と、それぞれ新聞に抱負と
いいますか、出されたわけでありまして、こうい
うふうなのを見た市民から本当に大学が地域と一
体となった新しいまちづくりの担い手になる可能
性があるのだねと、こういうような話を聞くわけ
であります。

そういうときに今回市長の市政執行方針を見て
おりますと、大学にかかわった部分はごくわずか
最後の方に1行出ております。私は、やはりこう
いうふうな新学長を初め学内での取り組み、熱意
ある地域貢献も含めた姿勢を持っているときに、

特に我々考えてみても病院でしたら具体的に幾ら赤字があるから、こういう努力をすることによって黒字になるのだと見えますけれども、教育ばかりはなかなかそうはいかなくて、それぞれの研究分野、あるいは考えを持っている先生方をまとめて、この地域貢献にかかわっていくというのはなかなか大変な内容だというふうに思っているわけでありまして。そういうときに、トップである市長が改めてまちづくりにかかわって大学との役割、かわり、こういうふうなのを明確にして、しっかりと見守り、協力、協働していくのだよと、こういう姿勢が大事でないかというふうに思うわけでありまして、まずこの点市長どういうふうに考えておられるのか、なぜそういうふうなのを明確に今回しなかったのかも含めてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 御案内のように大学の開学に至る過程では、大変な手続等も含めて時間を要しました。また、今開学をいたしましたけれども、全部の教授陣のスタッフがそろったわけではありません。その中で、独断専行ということにはなかなかならないというのが一つございます。

しかし、最も住民と密着度の高い地域交流センターについては、できることから着手をしていこうということでありまして、これから次々とその市民との結びつきも含めて展開をしていこうと、こんなふうに思っております。私は、教員を含めて知的財産というふうに大学を位置づけて日ごろから考えておりまして、各種それぞれの教授、スタッフが持っている能力を学生だけに還元するのではなくて、多く名寄市民を初め地域の要望にこたえていく取り組みも具体化させたいと、こんなふうに考えているところでございます。

今回の18年度の市政方針等に内容等が薄いという指摘いただきましたけれども、私は既に開学等も含めての行事等を通じて、市民には改めてそういう理解をいただいていると。議会の皆さんに

もそういう理解をいただいているというふうに思っております。これから逐次そうした計画等については議会等にもしっかりと御報告を申し上げながら、また御意見も伺っていきたくと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） そこで、大学の事務局長に伺いますけれども、実際に新しく来た大学にそういう学長からの方針を聞いて、多様な教職員の皆さん方の反応もいろいろあるのではなからうと思っております。そういう面での苦労があるかと思っておりますけれども、しっかりと大学と、そして行政との間に立っての役割を強く期待するところであります。

ただ、そういう地域交流センター、あるいは地域への一体となった活動をする教職員への一定の評価といいますか、支援といいますか、そういうふうな場合によってはまちなどではそういう活動への支援といいますか、あるいは表彰といいますか、そういう取り組みなども含めた内容があることも聞くのでありますけれども、当名寄での学長などの意欲なども含めて、そういう一層活動を進めてもらう上での必要なことが何かあればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 御質問いただいた件につきましては、今後の作業ということになろうかと思っておりますけれども、実は今回教員の教育研究費につきましては、いかなる配分をするかということが運営協議会の中でも議論になりました。やはり地域貢献をうたう大学である以上研究についても地域にかかわる研究が最もふさわしいのではないかと、こういう議論になりました。実は総体の予算の中から一定割合を学長裁量枠と申しますか、そういう枠組みをしまして、これらにかかわっての研究を積極的に推進した、あるいは教育上効果を高めたという教員について厚目に手だてをするということも一つその方策として考

えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） かかる努力に対しまして、ぜひ市長の方も積極的な対応を、あるいはかかわりを求め、我々自身も積極的な対応についてかかわっていかなければならないというふうに考えるところであります。

次に、2点目にお尋ねいたしました合併効果についてでありますけれども、総務部長が盛んに財政厳しい、そう甘いものではないと言われるのですけれども、ただいまの答弁でこの10年間で具体的に使える今すぐ使ってもいい現金、お金ですね、交付金がこれ3年、5年、10年とありますけれども、9億円というものがありますよね、9億円。すなわち、合併補助金、10年で2億4,100万円、交付金補正、5年間で2億5,000万円、それから特別交付税、3年で4億2,000万円と、約9億円あるわけでありまして。こういうふうなのがあるわけですし、さらに行財政改革も強調しておりました。同時に行財政改革の中の大きな人件費が団塊の世代の退職時期に入ってくるわけでありまして。そうしますと、ここ二、三年で相当数の高額所得者といえますか、そういう人たちがやはり退職を余儀なくされていくわけです。そういうふうに見たときに、一定の財源措置というのはあるのだと。ただ、後で申しますけれども、合併特例債などについては必ず返さなければなりませんし、特にこれが物、建物ですね、ソフトよりもそういうふうな事業ですから、管理運営だとかいろんな経費がかかるわけですから、そういう面では合併特例債の事業については相当研究しなければなりませんけれども、それ以外については一定あるのだと、こういうふうには私に考えまして、そういう点では合併したことによってこういうふうな行政としても取り組みをやるのだよということをしてはどうかという提起をしたわけでありまして。そこで、このインフルエンザなど5点ですか、どれぐらい市の負担がもとに戻したらかか

るといふふうに考えておられるのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） インフルエンザにつきましては、2,000円から1,000円ということで切り下げたといいますが、風連と統一をしたわけですがけれども、65歳以上では4,000人程度いるということですが、全員が受けるということではなくて、およそ20%ぐらいというふうに思います。この20%の方ということでありまして800人程度、旧名寄市でいきますと800人程度、その1,000円ということですから、そういった金額が必要になるのかなということでありまして。風連のちょっと数字正確に押さえておりませんが、風連の金額につきましても含んで、それに若干の上乗せがあろうかなというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 時間がないので、事さようにこのインフルエンザ、除排雪入れていっても一千数百万円程度ぐらいかなというふうに私は試算しております。ところが、何回も言って恐縮ですがけれども、ジャンプ台は名寄市民は飛べないのでけれども、年間1,500万円のお金を出しているのです。ですから、そういうふうな点では合併効果の一つとして思い切ってやっぱり対応を私は強く求めておきたいと思っております。

時間がないので、最後に名農の問題についてでありますけれども、これは先ほどの大学との関連でも何としてもこれ市長を先頭に名農を残すのだと、こういう立場での運動が必要というふうに考えますけれども、この点ひとつ市長、答弁いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 名寄市の高校の存続については、御指摘のように農業指導者が多くこの名農から輩出をされているという実態もございます。私は、名農で組織をされております道北担い

手の協議会の会長もしております、この件につきましては学校長と連携をとりながら、この学校存続について御指摘がありましたように上川北学区や第5学区の学生の範疇ではなく、北北海道の学生が集まっているわけでありますから、そういう意味で強く要請行動を教育長と一緒に続けてまいりました。これからも一層そうした見地で名寄の農業、北海道の農業を守る、あるいは人材を輩出するということについての努力をしていきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で斉藤晃議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時25分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 岩 木 正 文

署名議員 福 光 哲 夫